

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

——淡新檔案の盜案の科刑事案を二例に

目次

はじめに

第一章 淡新檔案における盜案

- (1) 科刑事案
- (2) 通詳——事件発生の報告——
- (3) 法廷審理——犯罪者の供述——
- (4) 刑罰の判断——成文規範への依拠——

第二章 州県官の対応

- (1) 事案処理における上司と下僚
- (2) 州県官の選択肢

おわりに

鈴木秀光

はじめに

清代中国における刑事裁判において、官僚制末端で事案処理を担当する州県官にはおおよそ次のことが求められていた。すなわち、まず命案や盜案を認知したら現場検証を行なってその内容を関係各上司に報告する通詳を行い、犯罪者を捕縛したら法廷審理において罪状自認を取り付けた上で、成文法に依拠して判決原案を作成する定擬を行い、そしてその事案を上司にもたらして覆審に委ねる上申を行なうというものである。⁽²⁾ 州県官が要請される「通詳↓定擬→上申」という一連の手続は、当時の刑事裁判制度全体で見た場合、滋賀秀三氏が言うところの「必要的覆審制」、すなわち「事案をすべてまず下級機関で取扱わせながら、他面その決定権は、事の重大さに応じ、一定の上級機関の手に留保することによって、重要な事案はいわば自動的に幾つかの審級を重ねるように定めた仕組」の一環として位置づけられる。⁽³⁾ またそれは成文法上の規定や行政上の慣行としての定例などに由来するものであり、基本的には実体法レベルにおける成文法たる律例への準拠義務と同様、手続法のレベルにおいて清代を通じて守らるべき制度として解されるものであった。

しかしながらこのような法や制度が必ずしも常に遵守されていた訳ではない。一たび当時の裁判実話や判語を紐解けば、州県官が律例で定擬して事案を上申すべきことに言及しながらも何らかの理由で自理の範囲に止めるといった事例を見出することはさほど困難なことではない。⁽⁴⁾ また著者はこれまで清代に行なわれていた杖斃や恭請王命、就地正法などといった刑事裁判に関する個々の手続を検討し、これらは何らかの成文規範に規定されてそれに依拠する形で用いられる場合もあるものの、それ以外にも州県官を含めた官僚が自らの判断でもって既存の制度とは異なる

る対応として選択する場合もあり、後者の手法を特に「権宜的処置」と位置づけた。⁽⁵⁾

そして看過できないことは、州県官によるこうした対応は、當時必ずしもそのすべてが法や制度に反することを理由として否定的な評価がなされてはいなかつたことである。そもそも裁判実話や判語は、自らの治績の一端を後世に残すことにより統治の範たらしめることが意義の一つとして挙げられようから、「自理の範囲で止める」という対応を自ら書き残すこと自体、それを行つた州県官自身が否定的に考えていなかつたのみならず、当時の官界でも一律否定されるものではなかつたことを示すものである。また権宜的処置についていえば、例えば著者は、ある知県が選択した杖斃について、上司にあたる総督がその選択に高い評価を与えるとともにその知県についても有能な人材として評価した事例を紹介した。⁽⁶⁾

このように刑事裁判を巡つて制度に反する対応が少なくとも一定の程度で許容あるいは推奨されていたとすれば、当時において、法や制度はそれとして存在しつつも、それとは異なる方法もまた少なからず行われていたと考える方が自然であろう。そうであるとすれば、その先には「州県官にとって「法や制度を守ること」とは何なのかな?」「刑事裁判において州県官にはどのような選択肢が存在したのか」といった問い合わせが生じることとなる。

著者はこれまで杖斃など個々の手続についてその解明を進めつつ、清代の刑事裁判におけるこうした問題に対してもその限りにおいて言及してきた。⁽⁷⁾しかしそれらの研究は、いずれも刑事裁判の個々の手続の解明に主眼が置かれるもので、州県官における法や制度の位置づけについて正面から検討するものではなかつた。そこで本稿では、従来のような個々の手続からのアプローチではなく、官僚制においてその末端に位置づけられる州県官としての立場あるいは上司との関係に着目し、刑事裁判を巡る州県官の対応や州県官に存在した選択肢の広がりを解明したい。そこで以下、第一章では、まず近年活字本の出版が完結して以前よりも利便性が向上した淡新檔案より盜案の科

刑事案を紹介し、そこにおける特徴を踏まえ、州県官が事案処理において行なう主要な手続たる「通詳」、「法廷審理」、「刑罰の判断」の各段階について検討する。そして第二章では、前章で得られた知見を官箴書などの記述内容と比較検討し、その上で州県官に存在した選択肢の広がりを提示する。

第一章 淡新檔案における盜案

(一) 科刑事案

淡新檔案には、「通詳→定擬→上申」という形で州県官に求められる制度上の手続について、一件の中での関係書類をすべて完備する檔案は管見の限り存在しない。しかしこのことは収録事案の多くが実際に刑罰を科されるまで行き至らなかつたことを意味するものではない。淡新檔案にも科刑に至つた事案は少なからず存在する。

ここでは淡新檔案の刑事編第三編「財産侵奪」の第一款から第四款に分類される「竊盜」「搶奪」「強盜」「強盜殺傷」の合計九十件の事案について見てみると、十九件中一件も科刑に至つた事案を確認できない「搶奪」を除き、「竊盜」三十九件のうち十一件、「強盜」三十件のうち七件、「強盜殺傷」十件のうち一件において、竊盜や強盜などの行為が直接の理由となつて科刑に至つたと考えられる。⁽⁹⁾【表1～3】はそれらの事案を、科された刑罰に基づいて「笞・杖・枷号」、「鎖帶石敵」、「杖斃・就地正法」とに分類して整理したものである。

表の各項目のうち、「番号」とは本稿で与えた番号であり、各表に挙げる事案に言及する場合はこの番号を用いる。「檔案」とは淡新檔案の整理番号である。基本的に一つの整理番号で一事案の一件文書を構成するが、三三三二〇の事案のみ他の檔案を参照する必要があるため、その参照檔案については括弧内にその整理番号を記載してい

る。「犯罪の認知」は、官が犯罪の発生を認知するに至った文書における犯罪の言及箇所を掲載する。こうした文書は、例えば被害者の呈と総理の稟など、同一事案で同時に複数もたらされる場合も多いが、これらの文書において次の項目と関係する内容が存在する場合はそちらを優先して掲載した。「犯罪者の送致」は、刑罰が科される犯罪者が逮捕されて官に送致されたことに関する文書の当該箇所を掲載する。この項目で「同上」とあるのは、官に対する事件発生の報告と犯罪者の送致が同時になされたことを意味する。「供述」は、送致された犯罪者の「口供」に記される供述内容の主要部分を掲載する。複数回訊問されることも多いが、それらのうち供述内容に変化が確認できる場合はそれぞれの供述内容を掲載した。また檔案によつては「口供」が存在しないものもあるが、何かしら供述内容を推測しうる言及がなされている場合はそれを記載した。「刑罰」は、犯罪者に科された刑罰を記載する。この項目は基本的に「提訊名单」に記される堂論を記載しているが、刑罰を決定する過程で上司の裁可を仰いでいる場合は、その箇所を掲載している。「その後」は、死刑以外の犯罪者について、刑罰が科された後の動向について記載する。同一の犯罪者で複数の情報がある場合は、原則として最終段階について記載している。なお表中の「■」は判読不能文字を表す。

この【表1～3】から淡新檔案で科刑に至った事案の特徴を読み取ると、おおよそ以下の四点を指摘できよう。第一に、官が事件発生の報告を受けた後に差役などを派遣して犯罪者を逮捕させた事案はごく少数で、多くは官が事件発生の報告を受けたと同時に犯罪者の身柄も送致されている事案であることが挙げられる。こうした事案は、犯行直後にその被害者が総理など地方の世話役に訴え、地方の世話役が人を繰り出して犯罪者を捕縛し、被害者による処罰を求める呈状および地方世話役による犯罪者の送致を告げる稟が同時に官にもたらされる形態が一般的である。しかしながらこのような事案が科刑事案の多くを占めることは、事案処理における官固有の能力はさほど高

[表一] 科刑事案件（笞、杖、枷号）

番号	檔案	犯罪の認知	犯罪者の送致	供述	刑罰	その後
5	4	3	2	1		
33118	33117	33109	33105	33104		
「頭役の裏」（五、光緒八年正月二十九日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	同上	「頭役の裏」（一、光緒八年正月二十四日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「儒學訓導の驗」（一、同治十三年十二月七日）「本年十二月初三日，有文昌廟旁稅糧庫至更，欲要回家，在文廟牆內遇見陳燕盜碑石，時被綱卒擒獲，石器俱被搜出，而陳燕脫走。……現在衙門內專司賣成，理應照明。據此，卑職細查屬實，理合備文申請審察禁移，丑情，賊證兩在，已專為陳燕。……現將該盜石器，候委，方准釋放。」	「儒學訓導の驗」（一、同治十三年十二月七日）「本年十二月初三日，有文昌廟旁稅糧庫至更，欲要回家，在文廟牆內遇見陳燕盜碑石，時被綱卒擒獲，石器俱被搜出，而陳燕脫走。……現在衙門內專司賣成，理應照明。據此，卑職細查屬實，理合備文申請審察禁移，丑情，賊證兩在，已專為陳燕。……現將該盜石器，候委，方准釋放。」	「口供」（四、同治十一年七月十二日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「庄正の裏」（一、同治十一年四月二十八日）「此本月十三日晚，橫開房廁豬胚一隻，在門首車路溝，被其持刀殺傷，背負而去。庄衆窺見喊拿，登時圍獲。……將該盜林阿采一名解交役役員訊訊，茲蒙提訊，該匪供狡猾，荷責責，交差要保。」
同上	同上	同上	同上	「口供」（四、同治十一年七月十四日）「小的去年犯案釋用以後，就在關帝廟邊看管。因無本錢，至二日衣服大小拾件，投訴追逼。即歸投登，即候立卽拏捕，茲已經總甲返回繳案。」	「口供」（三、同治十一年七月十四日）「小的去年犯案釋用以後，就在關帝廟邊看管。因無本錢，在關帝廟邊看管。因無本錢，至二日衣服大小拾件，投訴追逼。即歸投登，即候立卽拏捕，茲已經總甲返回繳案。」	「提訊名單の堂論」（二、同治十一年七月十四日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」
同上	同上	同上	同上	「口供」（七、光緒元年二月二日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「口供」（七、光緒元年二月二日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「提訊名單の堂論」（六、光緒元年二月四日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」
同上	同上	同上	同上	「口供」（二、光緒八年正月二十九日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「口供」（二、光緒八年正月二十九日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「提訊名單の堂論」（一、光緒元年二月四日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」
〔提訊名單の堂論〕（七、光緒八年二月十八日）「奉牛係新浦劉阿濟指使，先將陳阿日即陳九係賊盜，蒙責責，枷号禁滿。」	〔提訊名單の堂論〕（七、光緒八年二月十八日）「奉牛係新浦劉阿濟指使，先將陳阿日即陳九係賊盜，蒙責責，枷号禁滿。」	〔提訊名單の堂論〕（七、光緒八年二月十八日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒元年二月四日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	「口供」（一、光緒八年正月二月二日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「口供」（一、光緒八年正月二月二日）「緣有陳九一名。查應九係賊盜，屢次挾累，蒙責懲，竟敢在城四處竊盜。……理合將李贊九二名帶到前來。」	「提訊名單の堂論」（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」
〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」	〔提訊名單の堂論〕（一、光緒八年正月二月二日）「該盜必偷竊屬實，當提重責五百板，交繩甲督帶。」

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

9	8	7	6	
33129	33126	33125	33120	
「頃役の裏」（三、光緒八年十一月八日）「縁據楊梅庄總理郎殿安到稱『據庄民姓阿茂役稱於此初一夜被盜割頭織衣、大豬等事。登即銀查、係高頂庄李阿盛開宰牛社、窩盜盜立傳壯丁團擎李阿盛、彭仁生訊名供認屬實解交下役稟訊等情。並自印呈究外、下役李阿盛對保之責有關、理合將交之李阿盛一名、彭仁生一名具職名帶到前來。』」	〔大湖撫署局の移〕（二、光緒十三年二月十五日）「照得本月初六日，大湖營中五更雨夜，有竊賊在敵委員臥房挖壁而進，驚覺追趕，遁逸未獲。茲復于半日，據庄害警曉來報稱『據庄公所、竹等供。空堺初夜，敵中挖壁，是〔該〕竊爲。』」	〔総申の裏〕（二、光緒十三年四月十三日）「縁據史氏本月初七日，有北門街民楊振興到館投稱『伊于初六晚，被盜掠去小猪一隻、雞、鵝各五隻，概被行竊。下役即刻帶督捕追趕，于此查訪，無果。北門外茶仔庄裡局內，驚覺正午時將青琳壹名到館，認獲不謬。』」	〔口供〕（四、光緒八年十一月十七日）「據彭仁生供『是那二天往新店舗工，到晚上，到莫家裡借宿，至天亮因那莫姓偷人家豬隻，小的實不知情。』」	同上
〔口供〕（五、光緒八年十一月十七日）「據彭仁生供『是那二天往新店舗工，到晚上，到莫家裡借宿，至天亮因那莫姓偷人家豬隻，小的實不知情。』」	同上	〔口供〕（四、光緒十三年三月八日）「據李阿盛供『是那二天往新店舗工，到晚上，到莫家裡借宿，至天亮因那莫姓偷人家豬隻，小的實不知情。』」	〔口供〕（四、光緒十三年三月八日）「該犯曾經倫穎是實，萬不能容狡猾。姑實加責，以示薄懲，滿口保釋。』」	〔提訴名單の堂論〕（四、光緒八年十一月十七日）「據李阿盛供『是那二天往新店舗工，到晚上，到莫家裡借宿，至天亮因那莫姓偷人家豬隻，小的實不知情。』」
〔口供〕（四、光緒十三年三月八日）「該犯曾經倫穎是實，萬不能容狡猾。姑實加責，以示薄懲，滿口保釋。』」	同上	〔口供〕（二、光緒十三年四月十三日）「這年八月二十四日，于次日，船同程揚振興之弟，被獲。」	〔名單の堂論〕（二、光緒十三年四月十三日）「該供承認倫陳曉之物，並認曾犯不謬。姑念初犯，薄責武旨板，枷號示衆參個月釋放。」	〔疏加名單の堂論〕（九、光緒九年二月一日）「彭仁生」に關して「不知其為所來歷不明之物，不問可知。」
〔口供〕（四、光緒十三年四月十三日）「這年八月二十四日，于次日，船同程揚振興之弟，被獲。」	同上	〔提訴名單の堂論〕（二、光緒十五年八月二十四日）「從訊名單的堂論」（二、光緒十五年八月二十四日）「從訊該稱，承認倫陳曉之物，並認曾犯不謬。其為偷賊無疑。著重釋放。」	〔總申の裏〕（五、光緒十二年三月二十一日）「道本日，係幫役李榜欲看守，遇該犯江阿品欲行出恭，恰逢李榜一時失於銀往廁中，不知作何被該犯將枷掩開，脫逃而去。」	〔疏加名單の堂論〕（九、光緒九年二月一日）「彭仁生」に關して「不知其為所來歷不明之物，不問可知。」
〔口供〕（四、光緒十三年四月十三日）「這年八月二十四日，于次日，船同程揚振興之弟，被獲。」	同上	〔疏加名單の堂論〕（五、光緒十三年七月十七日）「稱無親族保領，著交給申帶去，隨時管束，毋許在外再行滋事。」	〔疏加名單の堂論〕（六、光緒十五年八月二十四日）「當堂開釋，取具水不犯事切結釋放。」	〔疏加名單の堂論〕（九、光緒九年二月一日）「彭仁生」に關して「不知其為所來歷不明之物，不問可知。」

[表二] 科刑事案件（鎌帶石礎）

番号	檔案	犯罪の認知	犯罪者の送致	供述	附註	その後
13	12	11	10	33106	【頭役の認知】 〔頭役の認知〕（三、〔同治十二年〕八月十四日）「縁此本月十日四日、首保後庄童事係岡良交盜賊、阿金一名、稱『自古在山、強奪人黃差耕牛貳隻、牧童駁教、庄尾至九弯林溪浦奪回牛貳隻、對保齊伊等情。」合將地■盜賊陳阿金一名前來。」	同上
33305	33113	33107			【口供】（五、〔同治十二年〕八月十六日）「小在十三年、小的寢見黃柔門口有牛一頭、偷牽去、九月林溪被重事、庄衆追獲。牛已交還、將小的前年亦有盜竊別人物二次。」	同上
阿旺 勇並該 名正餘黨被其脫逃」	〔總甲の認知〕（三、〔光緒五年〕六月二十日）「縁此本月二日、巡査緝盜於此時、村夥巡至北門街、遇陳生手取陳女衣、又烏掌褲、向小押當錢、被捉、即往詢據該陳生稱『此衣褲伊在鄉庄竊取』、等語、即將竊陳生盜到前來。」	同上		【口供】（五、〔同治十二年〕八月十六日）「小的前年在大甲倫王國英均台一對、是家王前歲貢明、判斷脚筋。此次僅偷義興號店內金面線十餘支、是小的、人挖開店窗偷入竊、又神祇包投經理鑑清搜尋、即在小的六日、組獲價高強犯一名。」	【口供】（五、〔同治十二年〕八月十六日）「小的前年爲事到案、落後有偷過黃論番領、落後有銀壹元、將物付贖。亦有偷過黃論番領、又有偷過陳朝升製券、落後小的將哭聽照實供認。此外委無再犯別案謹此。」	【名单の堂論】（六、〔年号不明〕十一月九日）「諸限已滿、責擇、交該地鄉保管束。」
同上				【口供】（五、〔光緒五年〕八月二十九日）「小的前年爲事到案、領儲十二年、釋放回家。」	【提訴名單の堂論】（四、〔同治十二年〕八月十八日）「訊得張旭供認聲稱不識、大屬玩法、著痛罵、敬禁五年、再行審釋。」	
	【口供】（八、〔咸豐七年〕九月七日）「妹夫張添才、小的時常借取銀錢花用、這回小的又向吉傑不遂、吉傑去指使張添才衣服三、四件、又雞二隻。」	【提訴名單の堂論】（四、〔光緒五年〕八月二十九日）「數年領應答貲百板。冬令影響、正骨病到案之時、仍舊領確示徵、以靖地方。」		【名单の堂論】（六、〔光緒二年〕十一月八日）「父差、候有船開、遞回原籍。」		
	【名单の堂論】（七、〔咸豐七年〕九月七日）「新屬相盜罪。」					
				【總甲の認知】（十一、〔咸豐七年〕九月二十八日）「縁此本月九月初七日、發交犯賴阿旺一名、成看守示衆、等因。」		
				〔總甲の認知〕（十一、〔咸豐七年〕九月二十八日）「不幸此本月初病故。」		

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

16	15	14
33319	33317	33307
<p>〔悪〕（一、同治四年十二月十九日）「本年八月十一日、挾竹十三保横山民劉阿跌呈稱七月十三日、伊胞弟劉阿恩被江劉其清較計銀元挾、乘伊弟牽牛由山唇欲回隘察、被江劉其清捕黨謀害、傷害祖等攔途、將劉阿恩殺倒在地、脚脛刀傷雙折、將赤牛二隻並鳥銃追去。」</p> <p>〔悪〕（一、同治四年五月十三日）「本年三月十九日、據燎仔腳作舟道捕呈稱緣本年三月初八下午、生擒教徒一百零五人、將賊主、黃查某、張阿連三人、將賊童經住、強搶……等情、據此。」</p> <p>〔被害者の呈〕（一、光緒八年三月）冤因本月戌亥夜、登屋拆瓦、被入店、強開大門、蜂擁而進、將景店中紙糊破開、銀錢貨物洗劫一空、誠屬後功、景欲出喊救、匪倒、右後功等處傷傷其搬匪、追被搶盡、匪徒在火燒燬、盜由三重鋪中坑兩路而去、景夫妻呼喊衆赴救、尾追莫及。」</p> <p>■査訊各緣由</p> <p>原詞：「茲據前情、理合錄叙。」</p> <p>原詞：「茲據前情、先行申報。」</p>	<p>〔大申巡檢の呈〕（一、光緒四年五月十三日）「本年三月十九日、據燎仔腳作舟道捕呈稱緣本年三月初八下午、生擒教徒一百零五人、將賊主、黃查某、張阿連三人、將賊童經住、強搶……等情、據此。」</p> <p>〔大申巡檢の中〕（一、光緒四年六月九日）「除將該盜阿二名送案、並據庄民李季、張利、張勝元、張萬發、張水、張由、張換……等各耕牛被劫、並據張吹、吳烏鵲、吳力等以截途搶劫傷等情、紛紛稟告來。」</p> <p>〔頭役の呈〕（一、光緒八年三月）冤因本月戌亥夜、登屋拆瓦、被入店、強開大門、蜂擁而進、將景店中紙糊破開、銀錢貨物洗劫一空、誠屬後功、景欲出喊救、匪倒、右後功等處傷傷其搬匪、追被搶盡、匪徒在火燒燬、盜由三重鋪中坑兩路而去、景夫妻呼喊衆赴救、尾追莫及。」</p> <p>■査訊各緣由</p> <p>原詞：「茲據前情、理合錄叙。」</p> <p>原詞：「茲據前情、先行申報。」</p>	<p>〔罪旨の呈〕（一、光緒六年五月）「同治六年六月十一日、幸謙諫丁劉阿雲首途獲劉阿輝一名、謙即邀全義、較鬧是有的。至劉阿恩小的並不認識、至諒委無別案。」</p> <p>〔供〕（一、同治六年九月八日）「小的實到對保湯才管帶。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年九月八日）「現住彰化箭仔社庄、墊仔腳庄隔一條河、有一、二里之遠、係計偷盜碎水、被拏送案。所以曾阿連、黃查某們之耕牛、並非小的偷盜。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年九月八日）「現住彰化箭仔社庄、墊仔腳庄隔一條河、有一、二里之遠、係計偷盜碎水、被拏送案。所以曾阿連、黃查某們之耕牛、並非小的偷盜。」</p> <p>〔提訊名單の堂論〕（一、光緒四年九月一日）「案犯疊舊、該盜阿二名、送案、並繳金錢、原詞、隨文申報。」</p> <p>〔口供〕（一、光緒八年三月十六日）「其十六日」、「緣據新埔街鄭石右被挾、小的並無作過緣氏、惟九芎林鄰居被挾、係走甘阿房之子甘南旺起意、行劫、帶同陳榮來之子陳德盛、黃阿恭、曹阿勇等四處查拏、追尋、並僞阿健懼罪、人之子曹阿德、古阿看之子不知何名、共事有十餘人、其餘俱不認識姓名、分得洋煙約有五六兩、伊欲為線民、購自知難逃、投稱之曰供」（六〇）、「光緒八年五月二十日」、「當時的小的是合古阿寶、甘南旺、陳德勝、黃阿恭、曹阿元、自收賄華冕的、有洋煙壹佰兩、洋煙呢一串多粒、銅錢參肆拾串、小的只分六兩洋煙、一串多粒。」</p> <p>〔領狀〕（一、光緒十二年四月二十七日）「提訊名單の堂論」（一、光緒十二年四月二十七日）「卷查、該犯曾阿健供認夥同搶得凶嫌、犯曾阿健一名、在外調治、俟有稍痊、即當送案。」</p> <p>〔彰化県への移〕（一、光緒五年二月二十五日）「茲據府清理収犯、該犯邵阿三被拏拘、其籍貫不承、予以開釋。」</p> <p>〔彰化県への移〕（一、光緒五年二月二十五日）「茲據府清理収犯、該犯邵阿三被拏拘、其籍貫不承、其籍貫將及一年、自應量為變通、予以開釋。」</p> <p>〔彰化県への移〕（一、光緒五年二月二十五日）「茲據府清理収犯、該犯邵阿三被拏拘、其籍貫不承、其籍貫將及一年、自應量為變通、予以開釋。」</p> <p>〔名單の堂論〕（二、光緒五年二月二日）「著將劉阿輝父劉阿發出具約束、劉阿輝切結附卷。」</p>
<p>■査訊各緣由</p> <p>原詞：「茲據前情、理合錄叙。」</p> <p>原詞：「茲據前情、先行申報。」</p>	<p>〔口供〕（一、同治六年六月十一日）「因同治六年六月初一、財公取出銀十九元與小的辦供羊祭祀神、罪大惡極、斷雙脚筋鎖嘴、交總督審貳、時經劉阿再安祖墳、又把塘墳壞去。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年八月二十九日）「茲因虧穀毀滅小的的墳塋、小的不願向他索求明鑑、那劉阿恩與小的無仇、那有把他強殺傷情事。後來小的逃在內山。今蒙獲案、總求明鑑。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年九月八日）「本年六月十一日、幸謙諫丁劉阿雲首途獲劉阿輝一名、謙即邀全義、較鬧是有的。至劉阿恩小的並不認識、至諒委無別案。」</p> <p>〔供〕（一、同治六年九月八日）「小的實到對保湯才管帶。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年九月八日）「現住彰化箭仔社庄、墊仔腳庄隔一條河、有一、二里之遠、係計偷盜碎水、被拏送案。所以曾阿連、黃查某們之耕牛、並非小的偷盜。」</p> <p>〔口供〕（一、同治六年九月八日）「現住彰化箭仔社庄、墊仔腳庄隔一條河、有一、二里之遠、係計偷盜碎水、被拏送案。所以曾阿連、黃查某們之耕牛、並非小的偷盜。」</p> <p>〔提訊名單の堂論〕（一、光緒四年九月一日）「案犯疊舊、該盜阿二名、送案、並繳金錢、原詞、隨文申報。」</p> <p>〔口供〕（一、光緒八年三月十六日）「其十六日」、「緣據新埔街鄭石右被挾、小的並無作過緣氏、惟九芎林鄰居被挾、係走甘阿房之子甘南旺起意、行劫、帶同陳榮來之子陳德盛、黃阿恭、曹阿勇等四處查拏、追尋、並僞阿健懼罪、人之子曹阿德、古阿看之子不知何名、共事有十餘人、其餘俱不認識姓名、分得洋煙約有五六兩、伊欲為線民、購自知難逃、投稱之曰供」（六〇）、「光緒八年五月二十日」、「當時的小的是合古阿寶、甘南旺、陳德勝、黃阿恭、曹阿元、自收賄華冕的、有洋煙壹佰兩、洋煙呢一串多粒、銅錢參肆拾串、小的只分六兩洋煙、一串多粒。」</p> <p>〔領狀〕（一、光緒十二年四月二十七日）「提訊名單の堂論」（一、光緒十二年四月二十七日）「卷查、該犯曾阿健供認夥同搶得凶嫌、犯曾阿健一名、在外調治、俟有稍痊、即當送案。」</p> <p>〔彰化県への移〕（一、光緒五年二月二十五日）「茲據府清理収犯、該犯邵阿三被拏拘、其籍貫不承、其籍貫將及一年、自應量為變通、予以開釋。」</p> <p>〔彰化県への移〕（一、光緒五年二月二十五日）「茲據府清理収犯、該犯邵阿三被拏拘、其籍貫不承、其籍貫將及一年、自應量為變通、予以開釋。」</p> <p>〔名單の堂論〕（二、光緒五年二月二日）「著將劉阿輝父劉阿發出具約束、劉阿輝切結附卷。」</p>	

18	17	
33326	33320(31808)	
<p>【頭役の裏】（一、光緒十二年十二月二十三日）〔緑結首温陳健、繫戸陳福成解交強盜阿宗一名、伊等截獲、交役審究〕等因、茲將強盜古阿宗一名帶到前來。」</p>	<p>同上</p>	<p>【鄉長などの裏】（一、光緒九年七月一日）「本街尾葉澄古四、於六月二十九夜四更初到館報稱『伊洋烟生理、被盜明火擁入殿殿、破櫃劫搶、伊妻吳氏喊救、又被盜盜傷、想迅追獲』等語……除派壯丁四處查獲外、理合將往勘情形先行稟報。」</p>
<p>【口供】（一、光緒十二年十二月二十三日）〔緑結首温陳健、繫戸陳福成解交強盜阿宗一名、伊等截獲、交役審究〕等因、茲將</p>		<p>【站役の裏】（四、光緒九年十一月二十日）「茲據線民報稱『首盜罪細傳九日、是黃陳寶於六月廿三、四日到小的家、邀小的說要去趕錢、約到那晚上到離貓貓裡街一里山頂無人居住取齊、均是黃陳寶帶來彰化縣下背的人來等候、合統十二人。……至更時候、黃陳寶叫門、要與他買洋煙、開門合統就進入去。小的搶得銅錢四千文、協全聚芦黃龍章、金萬成、黃南球、劉維綱等督率壯丁、分兩夜抵地而獲……』」</p> <p>〔茲將解到首盜郎細傳一名帶候前來〕</p>
<p>邀同族人轉往理論、又因言語口角爭鬧、互相攬奪、委屬實情。」</p>		<p>【口供】（四、光緒十二年十一月二十二日）〔徐令錦延稟葉澄古四店物、伊適因腹痛、並無隨行、事後亦無分曉。」</p> <p>【口供】（五、光緒十年正月二十日）「時至二更時候、黃陳寶手執火把、佯要與他買洋煙、開門、合統就進入、小的手執竹篙躲在門外、搶得銅錢四千。」</p> <p>〔清理〕〔閏十月〕〔徐令錦延稟葉澄古四店物、伊適因腹痛、並無隨行、事後亦無分曉。」</p>
<p>【口供】（一、光緒十二年十一月二十二日）〔徐令錦延稟葉澄古四店物、伊適因腹痛、並無隨行、事後亦無分曉。」</p>		<p>【口供】（一、光緒十二年十一月二十二日）「當晚在陳阿發家、將該犯細部改派水遠銷破送。」</p>
<p>【名單の堂諭】（一〇、光緒十九年九月九日）「覆訊該犯、余祥、鄧阿五、陳阿文們到陳福明家中、邀小的同夜搬倒。小的問及何處、據稱『鹿寮坑尾、臨起身、月光將出、到在該處、均半懸、現據供犯供稱『並無、據庄博水法具審實乃搬奪有因、即申告他細被領、衣二件、餘皆告他大批、登明亮、被庄人圍住小的、藏在等竹下、時天將晚逃走。」</p>		<p>【苗栗縣への移】（六、光緒十五年十二月）「現既新、苗分治、查此案係屬貴縣地方、應行移撥歸辦、除申報、相應備文、將卷連犯移</p>
<p>量擬、該犯古阿宗膽敢挾嫌、於滋夥、不法、立予銷獄五年。」</p>		<p>【苗栗縣への移】（六、光緒十五年十二月）「現既新、苗分治、查此案係屬貴縣地方、應行移撥歸辦、除申報、相應備文、將卷連犯移</p>
<p>祿有田業錢財納爲、傳天祿屢次恃蠻、故鋤阿發的被傳天祿、交役審究、故鋤阿發</p>		<p>【苗栗縣への移】（六、光緒十五年十二月）「現既新、苗分治、查此案係屬貴縣地方、應行移撥歸辦、除申報、相應備文、將卷連犯移</p>

【表三】科刑事案（杖斃、就地正法）

いものではなく、相当程度民間に依存しなければ刑罰を科すに行き至らなかつたことの表れと考えられる。

第二に、明確に罪状の自認をしている事例が必ずしも大多数を占めているとは言えないことが挙げられる。これは檔案に残されている口供に基づく話であるが、そこにおいて、刑罰を科された者が明確に罪状を認めている事案がある一方で、事件への関与を明確に否認している場合もあり、その中間的形態として罪状を明確に認めている訳ではないものの、悪人であることを自認しているものもある。ここで紹介する事案は科刑事案であるためすべての事案で当然に何らかの刑罰が科されているのであるが、罪状を明確に認めている場合は官の側でも「供認不諱」と指摘する一方、罪状を否認する場合でもそれを「狡戦」と称したり、あるいはその人物の悪性を指摘したりすることで科刑に持ち込んでいる。

第三に、必ずしも多数を占めてはいないものの、事案処理過程における上司の関与を確認できる事例もまた存在することが挙げられる。当時の刑事裁判過程で上司が関与するのは事件発生を報告する通詳の段階と下僚からもたらされた事案を審理する覆審の段階であるが、【表1～3】に掲載されている事案のうち、17の事案では通詳の段階⁽¹⁰⁾と覆審の段階⁽¹¹⁾が、20の事案では覆審の段階⁽¹²⁾が存在したことが直接的あるいは間接的に確認できる。また16でも覆審の段階を示唆する言及が確認できる。⁽¹³⁾

そして第四に、科刑に至ったといつても、すべての事案で順調な事案処理の結果として科刑に至った訳ではないことが挙げられる。例えば17の事案は、犯罪者と目される者が罪状自認を翻したことで事案が未決のまま時が経過したが、ある段階まで至って「清理」、すなわち未決事案を一定期間内に一律に処理するように上司から命令されたことで、何らかの処理策として刑罰が科されるに至つたものである。また16や18の事案も、上司からの命令という要素は存在しないものの、科刑に至つた経緯は17と基本的に同様と考えられる。単に罪状自認が得られないま

科刑に至った事案であれば他にもいくつか存在するが、この17などの事案においては官僚の側でも当該人物の犯罪行為に対し明確な確信を得るに至らないまま刑罰を科すに至った点で、それらとは一線を画すものである。

以上の淡新檔案の盜案の科刑事案に見られる特徴を踏まえ、州県官が事案処理において行なう幾つかの手続段階について検討する。

(2) 通詳——事件発生の報告——

同じく人の財産をとる犯罪であっても、清代における強盗と窃盜では官僚制内部の対応において大きく異なっていた。「重案」とみなされた強盗の場合、犯罪が発生した段階からその発生地を所管する官僚には「疎防」、すなわち警戒が不十分であったことによる処分の対象となり、その処分は一定期間内に一定数の犯罪者が捕縛されれば軽減ないし免除された。これに対して「細案」とみなされた窃盜では、十人以上の集団による窃盜や窃盜犯が捕縛に抵抗して人を殺傷した場合といった例外を除き、このような処分は行われなかつた。⁽¹⁾したがつて「疎防」による処分の可能性が存在する事案においては、犯罪がいつ発生したかについて、皇帝に対して当該官僚の処分を申請する督撫が把握しておく必要がある。清代の刑事裁判手続の一環として実施された関係各上司に事件発生を報告する通詳とは、こうした処分手続の存在があつたと考えられる。

その通詳であるが、それを行なう州県官は通詳に先だってまず現場検証を行なうことが必要とされた。その現場検証に関して、強盗の訴えを受理した場合、州県官は軍隊を帶同して現地に赴いて実施することが求められた。それに対して窃盜の場合、清初においては現場検証の実施を定めた規定が存在せず、乾隆期の議准においても、窃盜を訴えるも実際には強盗と考えられる場合に現場検証をして通詳することが求められた他は、呈詞の内容や官が強

盜を窃盗として扱うことを強要していない旨の被害者の誓約書を関係上司に對して報告することが求められるのみであった。⁽¹⁵⁾ したがって、現場検証から通詳へと続く手続は、「疎防」による処分の可能性が存在する強盗事案で行われる手続であって、そうした処分が想定されていない窃盗事案では必ずしも実施が求められる手続ではなかったと考えられる。⁽¹⁶⁾

なお上司に對して事件発生を報告する手続としては、上記の通詳の他に通票も存在したことことが知られている。通票とは通詳に先立つて事件発生と一応の状況を報告するものであり、公文書による報告としての通詳に對して、信書による報告としての通票と位置付けられる。⁽¹⁷⁾

このような通詳や通票について淡新檔案では具体的にどのように確認できるか。まず厳密な意味で通票と通詳の両者が確認できる事案は管見の限り存在しない。ただ通詳に先立つて上司にあたる道台に稟で事件概要の報告を行つてゐる事案は存在するため、⁽¹⁸⁾ 通票という形式ではないものの通詳以前に上司に報告すること自体が全く行われていなかつた訳ではなかつた。しかしながらそのような事案は、く少數で、通詳が確認できる事案の大半は稟などで事前に上司に報告することなく直接通詳を行つてゐる。他方でそうした通詳は、それに先立つ現場検証の実施が確認できるとともに、⁽¹⁹⁾ 通詳で要求される十日の期限を過ぎたとして上司より叱責を受けたことに対しても弁明をする事例も確認できるなど、⁽²⁰⁾ 通詳において求められていた要件を基本的に満たす内容であったと考えられる。

一方、通詳が行われずに稟による報告のみが行われた事例も存在する。その一つが淡新檔案三三四〇八で、光緒十三年十二月に叔父が強盗に襲われて殺害されてその死体をどこかに埋められたと訴え出た事件である。この事件で知県は、被害者と共にいながら逃げ帰ったとされる人物を訊問し、その供述を「非常にしどろもどろである「尤属支離」」⁽²¹⁾ としながらも、死体のありかと事件原因の調査を票で命じた。⁽²²⁾ しかしその後の進展がなかつたため、呈

状を受理してからおよそ一ヶ月後に、呈状の内容と調査を命じたことについて通票で各上司に報告した。⁽²³⁾この通票に対し巡撫は、

速やかにまさに犯罪者を捕らえ死体を発見し、現場検証をして通詳すべきであるのに、どうして一ヶ月ほど過ぎた現在までも未だに正確な情報を明らかにせずに、軽々しくいい加減に票で報告するのか。これは非常に時間費するものである。

〔亟応拘兎起屍驗訊詳報、何以延今一月有余、尚未查明確情、率行含糊具稟。殊屬玩泄。〕

と、知県の対応を叱責する内容の批を示した。⁽²⁴⁾しかしその後も死体のありかと事件原因の調査を継続するも、死体は発見されず事件原因も不明のままであった。そして光緒二十年一月には、胥吏が作成したと考えられる犯罪者の捕縛を命じる票の原稿に対して、知県は「このような遠年の案件で犯罪者を捕縛することは困難であり、票を出すことは徒に人々に迷惑をかけることになるため、許可することはできない「此種遠年案件、兇犯断難弋獲、出票徒滋擾累、可無庸行」という批を示し、捜査の命令を下さなかつた。⁽²⁵⁾

この事件は、結果的には原告の单なるでっち上げに過ぎなかつたのであろうが、その経緯を見ると、民衆より事件の訴えが提起された際にまず官に求められたことは、事件自体が実際に発生したかどうかの調査であつたことが分かる。そしてその調査の結果、少なくとも事件発生が事実であるとなれば、その先の手続として現場検証そして通詳へと進むことになる。しかしながら事件発生 자체が確認できない状況であれば、訴えそのものでのっち上げの可能性が否定できない以上、とりあえずはその調査を継続するしかなかつた。⁽²⁶⁾

したがって通詳が行われている事件は、少なくとも原告の完全なでっち上げではなく、現場検証が行なえるような何らかの犯罪が行われた事件ということになる。⁽²⁷⁾そしてそうした事案での初期情報を上司が必要とすることは、通詳が強盜事件では必要となるも窃盗事件では必ずしも求められなかつたことから考えれば、覆審という形でいざれ自らも直接審理をする必要があり、かつ原則として外省で完結することができないために、解決できなかつた場合には自らも処分される可能性のある事案だからであろう。このように考えると、通詳は、その性格ないし機能からすれば、上司との関係において下僚が求められる手続という意味合いが強いものであり、事件解決の担保としての意味合いはむしろ二義的であつたと言えよう。

通詳がこのようであったとすれば、内容的に通詳が必要であるも通詳が行われない事案もその所以は明らかであろう。すなわち例えば強盜事件であったとしても、犯罪を認知した最初の段階すでに「人贓並獲」でありかつ犯罪内容も明白であれば、その事案を処理する見通しはすでに立つことになるため、上司に対してもわざわざ通詳をするといつた手間をとらずに、直接に処理手続を実行したと考えられる。末端の州県官には通詳が義務づけられていたといっても、それは実際には無条件な義務とはならず、むしろ上司が必要な限りにおいてといつた留保が付されるものであつたと理解することが望ましい。そしてこのことは、科すべき刑罰を決定する場面において時に下僚の立場にある官僚が律例に依拠しない形での判断を行つてしたことと同構造のものとして理解すべきものである。

こうして見ると、通詳を巡る州県官の対応は、州県官が犯罪を認知した当初において有する所の情報量に大きく左右されると言えるのではないか。すなわち、民衆からの訴えを受けたとしても事件発生自体が完全なでっち上げである可能性を否定できない場合が一方の極にあるとすれば、他方の極には事件被害者からの訴えおよび地保などの治安関係者からの事件報告とともに捕縛された犯罪者と確保された贓物が官に付き出される場合が存在し、

その中間に少なくとも事件発生自体は確実であって今後犯罪の捜査および犯罪者の捕縛が求められる場合が存在する。このうち両極においては（前者は「不能」、後者は「不要」という違いはある）通詳が行われないが、中間においては事案処理へ向けての手続としての通詳が行われることになる。しかしその通詳は一義的には覆審を行なう上司との関係において必要とされる手続であるがゆえに、その内容は必ずしも審理後の上申を意識するものになったと考えられる。⁽²⁸⁾

（3）法廷審理——犯罪者の供述——

法廷審理において州県官が行なうべきことの中心は犯罪者や関係者を訊問することであるが、そこで得られる犯罪者の供述、具体的には罪状自認の裁判手続上の機能について、著者は別稿において、事実認定の段階では数ある証拠の一つとして位置づけられるに過ぎず、むしろ定擬あるいは覆審の段階において上控や翻異を抑制することで安定的な事案処理を可能にする機能を有したことを明らかにした。⁽²⁹⁾ それではそのような犯罪者の供述は、裁かれる側、すなわち犯罪者や事件関係者を含めた裁判過程においていかなる意味を有したのか。

裁かれる側から犯罪者の供述を考えたときに指摘できることは、罪状を否認する場合にせよ自認する場合にせよ、その供述は何らかの目的の実現を目指してなされているという戦略的な要素が見受けられることである。

例えば罪状否認の一例として「翻異」を挙げることができる。翻異とは当初の供述内容を後に翻すことであるが、先に罪状自認をしていたものが後に否認に転じる場合が多い。⁽³⁰⁾ 淡新檔案の盜案における否認事例を見ても、17の事案のように、当初は罪状を自認していたにもかかわらず、他の犯罪者が捕まらないことなどによって、従犯であると言い逃れたり罪状そのものを否定したりしている。そして淡新檔案の「清理」の事例を見ると、こうした犯罪者

に対してひとまず從犯として処理するなど何らかの形で刑罰を科す場合には至らず引き続き未決囚として監獄に留め置くといった場合もある。⁽³¹⁾ 当初自認していたものを後に翻すことは、官からすれば単なる「言い逃れ」と評価するに過ぎないものではあろうが、そのような「言い逃れ」であったとしても犯罪者にとっては当面の刑罰の免除や軽減といった効果を期待し得るものであった。

しかも翻異における供述の変化を見たときに興味深いことは、時にそうした変化があたかも成文法の運用を意識しているようにも見て取れることがある。同じく17の事案であるが、捕縛された当初の供述は「店内の箱の中から銅錢四千文を搶奪した〔在店内櫃中搶有銅錢四千文〕」であったが、これが一ヶ月後の知県交代後の供述では「武器の付いた竹竿を手に持つて門外にいて、四千文を搶奪した〔小的手執竹篙鐃在門外、搶得銅錢四千〕」となり、さらに数ヶ月後の再度知県が交代した後に行われた「清理」の際には「ちょうど腹痛になつたので同行することはせず、事後に贓物を受け取ることもなかつた〔適因腹痛、並無隨行、事後亦無分贓情事〕」と変化している。⁽³²⁾⁽³³⁾

これに対しても強盗に関する成文法の規定や運用を見てみると、まず強盗について規定する律文では「強盜のすでに行なわれて……ただ財物を得た場合は、首從を分けずみな斬とする〔強盜已行……但得財者、不分首從皆斬〕」とある。⁽³⁴⁾しかしこの律文規定は康熙五十四年の「それぞれの事案の犯罪を思い立つた首犯および人を殺傷した一、二名を死刑とし、その余は例に照らして減等して発遣せよ〔將各案内造意為首及殺傷人者二人正法、余俱照例減等發遣〕」という旨により、犯罪者全員を死刑にしない方向での運用上の改変が加えられた。⁽³⁵⁾さらに雍正五年には、

今後盜案では、州・縣から巡撫まで厳しく審理を行い、「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とにそれぞれ分けて上奏文内で明らかにし、律に照らして首從を分けずに斬立決に定擬して題本で上奏せよ。

大學士は三法司とともに從来通りに區別して詳しく検討し、まさに死刑にすべきは死刑にし、まさに發遣にすべきは内地の三千里に分けて發して、駅站および營兵に給して使役させよ。

〔嗣後盜案、自州縣以及巡撫、務令嚴行究審。將「法所難宥」者、一一分析、於疏內開明、照律不分首從定擬斬決具題。大學士会同三法司、仍照從前分別詳議、將應正法者正法、應發遣者、分發内地三千里、撥給駅站及營兵差使。〕

という議准によって、康熙五十四年の旨の趣旨を踏襲しつつその具体的な手続が定められ⁽³⁸⁾、この内容が乾隆五年に条例化された。

しかし太平天国によって治安が悪化した咸豐五年には、

今後およそ盜劫の案にあわば、なお「強盜のすでに行なわれてただ財物を得た場合は、首從を分けずみな斬とする」の本律に依り、すべて斬立決に定擬すべし。その中の見張りをして贓物を受け取ったなどの犯罪者については、いまだ贓物を分けていなかつたとしても、また惡を同じくしてあい助けるものであるため、首犯の罪に照らして一律に問擬することを命じる。

〔嗣後凡遇盜劫之案、仍依「強盜已行但得財者、不分首從皆斬」本律、俱擬斬決。其中把風接贓等犯、雖未分贓、亦係同惡相濟、著照為首之罪、一律問擬。〕

という諭が下され⁽³⁹⁾、これに伴い「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とを区別する内容の乾隆五年

条例が削除された。そしてこの論が下されて以降の強盗事案の処理に関して、光緒十一年の段階で、

強盜を厳しく処罰し、「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とを論ずることなく、首從を分けてなくなつて以来、別に理由があつて（強盜に）赴かず事後に贓物を分けられた場合の、新疆へ發すると定めるも四千里に改めて發せられて充軍となつた犯罪者は、各省において以前と比べて非常に増えている。實際、今日の「別に理由があつて（強盜に）赴かず」とは、すなわち昔年の「情のゆるすべきあり」である。

〔乃自嚴辦強盜、無論「法無可貸」・「情有可原」、不分首從以來、遇有別故不行事後分贓、定發新疆改發足四千里充軍人犯、各省較前愈多。其実、今日之所謂「別故不行」、即昔年之所謂「情有可原」者也。〕

という指摘がなされている。⁽⁴⁾

以上の強盜に関する成文法の規定や運用上の変化と先の供述の変化とを比較してみると、最初の「店内に入つて搶奪した」という供述では、どの時期でも科される刑罰として律が定めるところの死刑が想定されることになる。次の「門外にして」という供述になると、咸豐五年以前の段階では「見張り」であつて「情のゆるすべきあり」と評価されて死刑を免れることになるものの、事件の起きた光緒九年の段階では、これもまた「惡を同じくしてあい助けるもの」という評価により死刑が想定されることになる。そして最後の「ちょうど腹痛になつたので同行することはせず、事後に贓物を受け取ることもなかつた」という供述については、贓物も受け取つていなければそもそも事件とは無関係であろうが、仮にこの部分が否定された（つまり「贓物は受け取つた」とみなされた）としても「ちょうど腹痛になつたので同行しなかつた」とが事実として認定されれば、「別に理由があつて赴かず」という

ことになるために、事件の起きた光緒九年の段階でも死刑を免れることになる。このように、この事例では変化した供述内容で指摘する事柄と成文法の規定や運用上において変化した事柄との間で一定程度の符合を見てとることができる。単なる偶然の一致かもしれないが、成文法の規定や運用を踏まえて刑罰の軽減を図るために戦略的に供述を翻したと想定することもあるいは可能なのではなかろうか。⁽⁴⁾

罪状否認の翻異に対して、罪状を認めている場合では「誣扳」を確認することができる。誣扳とは「妄扳」とも呼ばれるが⁽⁴²⁾、でたらめな供述することで関係のない者を事件に巻き込むことであり、律例において関連規定がいくつか存在する。例えば「強盜」条で言えば、条例の一つに「もし犯罪者の仲間であるという確たる証拠もなく、審理したところ盜犯が恨みから誣扳した場合は、直ちに追及を免じる〔若並無同夥確拠、審係盜犯挾恨誣扳、即予免究〕」と規定されるほか⁽⁴³⁾、同治九年に削除された条例では、斬立決に定擬した後に「情のゆるすべきあり」として申請してはならない場合として「俱擬斬立決、不得以情有可原声請」、良民を誣扳すること「誣扳良民」が挙げられており⁽⁴⁴⁾いる。

16の事案では最終的に犯罪者一名について鎖帶石礅とするように詳請されたが、その堂諭には次のようにある。⁽⁴⁵⁾

該犯の詹阿健は犯罪者の一味として搶奪して贓物を得たことを隠さず認めしており、すでに不法に属するも、かえつて陳徳盛らが送致を手助けしたことを恨みに思い、法廷に至って多くの人を誣扳して累を及ぼすことを図るとは、その了見は問うに堪えない。この種の凶悪なごろつきはもとよりまさに法を尽くして厳しく処罰すべきも、多年拘束されてすでに改悛していることを考慮し、擬に按じて鎖帶石礅として衆に示すことを詳請し、もって戒めを明らかにすることを待て。

〔該犯詹阿健供認夥同搶劫得贓不諱、已屬不法。乃敢挾陳德盛等幫解之嫌、到案誣扳多人、希圖拖累、居心不堪問矣。此種兇惡棍徒、本應盡法嚴辦、姑念在押多年、已知悛改、候即按擬詳請鎖鑑示衆、以昭炯戒。〕

上述の「強盜」条の条例に「恨みから誣扳」するという言及があるが、この事例においても同様に、誣扳は恨みを持つ相手に累を及ぼすために行われたと見なされている。しかしそうした怨恨を晴らす目的以外にも、長く拘束されたことで「すでに改悛している」と評価されることから考えれば、無関係な人物を数多く巻き込むことによって審理の引き延ばしを図り、未決のまま長引かせることによって結果として刑罰の軽減を実現したとも考えられるのではないか。

このように罪状を自認している場合でもその供述に一定の目的を見出すことが可能であるとすれば、単純に自白している事案でも同様に何らかの目的の達成を企図していると考えるのが自然であろう。そのような見地から自白の供述を見ると、その最後の部分で「恩典を求める」といった言及がなされていることに気付く。こうした表現は単なる慣用的な言い回しに過ぎないかもしれないが、その自白の内容が真実であったとすれば、潔く自白することで寛大な処置を求めるといった目的があると評価することもまた可能であろう。

ところでこうした犯罪者の供述を含め、人命事案の裁判過程で行われていることに関して、近年寺田浩明氏が巴県檔案の同治期の命案を分析して興味深い指摘を行っている。⁽⁴⁶⁾今、本稿に必要な限りにおいて簡単に要約すると次のようにになる。すなわち、人命事案の裁判過程で行われていることは、その社会的な位置づけとしては事件関係者全員が共有できるストーリーの作成であり、犯罪者の供述もまたそのような作業の一環として位置づけられるに過ぎない。そしてそのような共有ストーリーは州県官を媒介として行われるもの、人命事案を殺人事件として科刑

の方向で処理するか殺人事件とはせずに当事者間で金銭的解決を図るかという大きな選択は事実上当事者側に委ねられていた、と。

以上の寺田氏の見解はあくまで人命事案を対象とするものであるが、そこにおいて殺人事件として科刑の方向で処理される場合に想定されている手続は、通詳を経て上申するというものである。同じく通詳という手続が必要とされる盜案を検討対象とする本稿の問題関心からすれば、寺田氏の挙げる諸事例のうち、通詳までは手間取るも、一旦通詳されてしまえばそれ以降は当事者親族が別の事情を言いたてて來ても取り合うことをせずに上申に関する諸手続が進められたという事例が注目に値する。そこに至るまでは様々な展開が想定され得るにせよ、通詳という上司が介在する手続の段階にまで至ればそれ以降は上申というレールに乗つて必要な手続がなされたことを逆にして言えば、通詳後に行われるところの罪状自認を含め関係者の各供述を整合性あるものとして取り揃えるといった作業自体は、結局のところ上申のために必要とされる作業、より端的に言えば上司に対しても必要とされる作業と見なすことが可能であろう。

このことに関して、処罰は行われたもののその処理過程で上司の介在する契機が存在しなかった事案を見るとより鮮明となる。例えば14の事例は、檔案を見る限り通詳や覆審など上司の介在を全く確認できないものであるが、全体としては次のような経緯を辿っている。すなわち、同治四年十二月に強盜傷害の訴えがあり、⁽⁴⁸⁾ 同治六年六月になつて犯罪者一名が捕縛された。⁽⁴⁹⁾ この犯罪者は当初、事件と無関係として犯行を否認していたが、同年九月の三度目の法廷審理において「自分は本当に不埒であり、現在は後悔しております、悔い改めることを願っています」「小的実在該死、如今反悔、願改自新」と供述した。⁽⁵⁰⁾ この供述を受けて同知は、「重案をかさねて犯し、罪は大にして悪は極まつてゐる。両脚の筋を切断して鎖帶石礎とし、総甲に交わして永遠に管理させる〔疊犯重案、罪大惡極。断双脚筋

鎖硝、交総甲(永遠看管)」⁽⁵²⁾といふ堂諭を下し、永遠の鎖帯石礮に処した。⁽⁵³⁾その後同治八年三月には、犯罪者の母親から釈放の請願が出され、その直後に被害者親族側から再度審理して厳しく処罰する旨の請願が出された。⁽⁵⁴⁾しかしこの犯罪者親族および被害者親族の相反する請願は、すでに永遠の鎖帯石礮に処すると決定されたとしていずれも採用されること無かつた。そしてさらに時が下って光緒五年、再び犯罪者の母親から釈放の請願が出されると、今度はそれが受け入れられて釈放されることになつた。⁽⁵⁵⁾

以上の経緯で着目すべきは同治八年の請願である。両脚の筋を切断の上に永遠の鎖帯石礮にするという比較的重いと考えられる刑罰が科されたにも関わらず、まだ一年もたたない段階で犯罪者親族から釈放の請願がなされ、その直後には被害者親族からはさらに厳罰を処すことを求める反対の請願がなされている。犯罪者親族などからの釈放請願自体は淡新檔案のなかで比較的確認できるもので、それが官憲に受け入れられることもあれば、受け入れられないこともある。しかし、处罚以前ならともかく、すでに处罚済みの犯罪者に対する被害者親族からのさらなる厳罰要求は異例である。ここには犯罪者親族側の請願を封じ込めるといった要因を多分に考えることができるにせよ、少なくとも犯罪者親族と被害者親族の双方が官憲の处罚内容にそれぞれ満足していなかつたことが一因であるとみなすことは可能であろう。

このように考えると、同治六年の段階で下された判決や刑罰は、犯罪者親族の側も被害者親族の側も双方が十分に納得していないにもかかわらず、同知がそのことに特段の配慮を示すことなく自らの判断で下したと考えるのが順当であろう。そうであるとすれば、この事案においては犯罪者親族の側と被害者親族の側の双方が受け入れられるような共有ストーリーの形成などは問題にならなかつたと考えられる。このように、上司が介在する契機の無い事案においては共有ストーリーの形成などの必要はなく州県官自らが描いた事件像に基づいて处罚していたとすれ

ば、そうした共有ストーリーの形成に向けての嘗為は、結局のところ上司が介在する事案においてのみ積極的意義を持ち得ることになる。そしてこのように考えたとき、確かに淡新檔案においても、例えば就地正法の執行や免除に関して知県が上司に請願する際に紳士らの要求を受け入れる形で行っている事例が確認できる一方で、上司が介在しない事案での枷号満了後の縦甲による更なる鎖帶石敵に処することの請願に対し、知県の権限を侵害するとして叱責を与えているといった事例も確認できる。⁽⁵⁷⁾ 前者の事例は、下僚たる州県官が何かしらを上司に提案するなど事案処理にあたって上司が介在する場合は、自らが管轄する社会からの支持を後ろ盾にすることが望ましい、したがって州県官にはそのような支持を得るために努力が必要であったことを示唆するのに對し、後者の事例は、事案処理に上司が介在しない場合はその社会の動向などを配慮することなく、州県官自らの判断のみで対応し得たことを意味しよう。

以上、盜案における犯罪者の供述を巡って検討してきた。事實認定において数ある証拠の一つに位置づけられる犯罪者の供述であるが、犯罪者にとっては罪状を肯定するにせよ否定するにせよ何かしらの目的を達成するために戦略的ななされているといった評価をしうるものであり、ここからしても罪状自認が处罚において決定的な意味合いを有するとは考え難いものであった。他方、裁判過程における意義を考えた場合、犯罪者や関係者の供述を整合性がある形で取り揃えることによって被害者親族側と加害者親族側の双方が共有できるストーリーを形成することは、盜案においてそれが行われたとすれば上中のためのものと理解し得るもので、上司が関与する契機のない事例においてはそのような共有ストーリーの形成が問題とはならなかつたと考えられる。結局のところ、犯罪者の供述の在り様もまた下僚の上司との関係において規定されるものであつて、上司が介在しない事案においては、刑罰を科すなど何かしらの解決を図るために、必ずしも共有ストーリーが形成される必要もなかつたし、またそもそも罪

状自認がなされている必要すらなかつたと言える⁽⁵⁸⁾。

（4）刑罰の判断——成文規範への依拠——

州県官は法廷審理の後、科すべき刑罰の判断が求められる。自理として処理される事案においてはそれが確定判決になるとともに刑罰執行の命令ともなるが、上申事案においては定擬、すなわち上司に対して提示する判決原案を作成する形態となる。

本稿で紹介する淡新檔案の盜案の科刑事案のうち、上司の関与が確認できない事案は二十事案中の十七事案を占める。これらの事案は当然自理として処理されたと考えられるが、そこにおいて科されている刑罰は、「笞責」・「薄責」・「重責」などと表現される体を叩く類の刑罰、枷号、鎖帶石礮、そして杖斃であり、いずれの事案においてもそれを科すにあたって何らかの成文規範に依拠したことを確認できない。このうち、笞・杖に比類されるところの体を叩く類の刑罰と枷号については州県官の職権により科すことができるもので、成文規範への依拠は基本的に問題とならない。しかし鎖帶石礮については、清代後期には福建省を含む多くの省で中央の裁可を経て章程が制定されたため、科刑に際して依拠すべき成文規範が存在するとともに、手続的にも事案ごとの報告を受けるなどの形で上司の関与が定められていた⁽⁵⁹⁾。杖斃については成文規範が存在しないが⁽⁶⁰⁾、そもそも犯罪者に死刑を科す場合、原則として、死刑を定める律例に依拠し、また官僚制末端の州県官より審理を繰り返して最終的に皇帝の裁可を得ることが必要とされた。ここより制度的な見地から鎖帶石礮や杖斃を州県官の判断で選択し得たことは、それが上司の関与を伴わない形でなされたことが理由であったと考えられる。

それでは事案処理にあたって上司が関与する事案、すなわち州県官において完結していない事案においてはどう

であるうか。本稿で紹介する科刑事案の残り三事案のうち、16の事案はその最後の段階で知県が「詳請」することに言及するのみで、それ以上の詳細な内容が不明である。しかし上司の関与がある程度判明する17と20の事案からは成文規範への依拠を確認することができる。

17の事案は「清理」の結果として鎖帶石礅が科されるに至ったものであるが、按察使が「清理」を命じる際に光緒二年に先の文総督・丁巡撫が上奏して裁可された変通清理章程を援用〔援引光緒二年前督憲文・撫憲丁奏准変通清理章程⁽⁶¹⁾〕することを指示している。⁽⁶²⁾ その光緒二年の章程には、

搶奪や窃盜などの犯罪者で……あるいは先に証拠があるも後に狡猾にも供述を翻したり、花会⁽⁶³⁾という賭場を開設したり、胥吏や差役がもめ事を引き起こしたり、訴訟をそそのかしたり、誘拐して身代金を要求するなどの鄉村に害をなす行為で、情節は憎むべくも供述や証拠が明確ではない場合、これらのする賢い輩はもし一律に釈放すれば、変じて盜賊になるのでなければ異端に流れ込むことになる。擬して請うらくは、「搶奪や窃盜で鎖墩とする」例に照らして、分別して年限を酌定して鎖帶石礅とし、もって懲らしめを示し、監禁を免らしめよ。

〔至搶竊等案人犯……或先有証佐後復狡翻、以及開設花会、書差詐擾、教唆詞訟、擄人勒贖、一切為害閭閻、情節可惡、而供証未明、此等桀黠之徒、若一律准予釈放、非變為盜賊、即流入異端、擬請照搶盜鎖墩之例、分別酌定年限、鎖帶石墩、以示懲創、而免羈禁。〕

とある。⁽⁶²⁾ この事案では犯罪者が供述を翻して罪状自認を得られていないことから、「清理」にあたって知県は、

輿論を採訪したところ、皆が「該犯はもともと盜みで生活をしており、分に安んずる輩ではない」と称している。誰もが同じことを言つており、信用できるようである。調査を命じたところ被害者の葉吳氏の傷は回復しており、該犯については監禁することまさに久しい。そこで該犯を鎖帶石敵五年に定擬して、期限がきたら釈放を詳請するとともに、一方で逃亡中の黃陳寶などを直ちに捕縛して審理して上申して処理し、もって憐れみを示すべきか否か、伏して上司の判断を乞う。

〔卑職採訪輿論、皆称「該犯本属掏摸為生、並非安分之輩」。衆口一詞、似属可信。飭查事主葉吳氏傷早平復、該犯羈禁正久。可否將該犯酌擬鎖敵五年、俟限滿詳請開釈、一面仍由卑職趕拏逃犯黃陳寶等、務獲訊究詳辦、以示矜恤之處、伏乞憲裁。〕

とあるように、輿論に基づく形でこの犯罪者に鎖帶石敵五年を科すことを提案した。⁽⁶³⁾ここで知県が刑罰を科すか否かを判断する際には「分に安んずる輩ではない」という輿論が決定的な役割を果たしていたと考えられるが、鎖帶石敵五年という刑罰に関して言えば、光緒二年章程の「先に証拏があるも後に狡猾にも供述を翻し」た場合に「分別して年限を酌定して鎖帶石敵と」するという規定に依拠したと考えるのが順当であろう。

20の事案は、搶奪犯のうち一名を就地正法に、三名を永遠の鎖帶石敵に処したものであるが、知県は最初に台湾道に上げた稟において四名全員の就地正法を求めていた。その稟には、

蕭威は首犯として搶奪を思い立つて人を集めること三人以上であり、陳得・徐取・陳海は均しくそれぞれ手を

出して被害者を負傷させたもので、新例に按照すれば、均しく罪は斬立決となる。

〔蕭威為首起意行搶、結夥已三人以上、与陳得、徐取、陳海均各動手致傷事主、按照新例、均屬罪應斬決。〕

とある。⁽⁶⁴⁾ ここで言及される「新例」について、檔案のこの箇所のみならず他の箇所においても特に明示されていない。ただ刑律「白昼搶奪」条の同治九年改正条例には、

搶奪の事案で……衆を集めること十人に至らないも、その数が三人以上で、武器で威嚇し縛り上げて押さえつけ、また被害者を傷つけた場合、首犯およびその場で手を出した犯罪者は、強盜律に照らして斬立決に定擬せよ。從犯でその場で手を出さなかつた場合は、均しく新疆に發遣して官兵に給して奴隸とせよ。

〔搶奪之案……聚衆不及十人、而數在三人以上、但經持械威嚇、及綑縛按捺、並傷事主者、為首及在場動手之犯、亦照強盜律、擬斬立決。為從在場並未動手者、均發遣新疆給官兵為奴。〕

とある。⁽⁶⁵⁾ 先の稟とこの条例とを比較すると、稟にある首犯の「人を集めること三人以上」という言及およびその他三名の「手を出して」という言及は、それぞれ条例の「その数が三名以上」、「手を出した」という規定を踏まえた表現と考えられる。この条例の制定が時期的に20の事案からさほど離れていないことからしても、稟でいう「新例」とはこの「白昼搶奪」条の同治九年改正条例を指しており、稟においてはその解釈適用を行っていると考えて問題ないとと思われる。

この20の事案では、県稟を受けた台湾道がその批において知県に対して、「均しくそれぞれが（武器を）所持し

て手を出したかどうか、別に同じく搶奪した者がいたかどうか〔是否均各持在場動手、有無另有同搶之人〕について委員とともに調査することを命じている。⁽⁶⁶⁾それを受けて知県は再度審理を行い、首犯は引き続き就地正法を求めるも、他の三名については、いずれも初犯であったこと、犯罪は一時の気の迷いに過ぎなかつたこと、手を出したことは逃げ出すためであつたことを理由として減刑して永遠の鎖帶石礮に処することを委員とともに提案し、それが台湾道に裁可された⁽⁶⁷⁾。この事案は、一見した限りでは何らかの成文規範を参照しているか分かりづらいものの、仔細に見ると、首犯にせよ從犯にせよ「白昼搶奪」条の同治九年条例を解釈適用しているといい得るもので、ただ実際の刑罰の執行方法については就地正法と鎖帶石礮が選択されたと見なし得ることが分かる。

なお律例により定擬する際の刑罰の名称と実際に科している刑罰が異なる場合があつたことは淡新檔案においても確認できる。例えば、(盜案ではないものの)光緒九年の私塩に関する事案で知県は、犯人が「塩丁を縛りあげて送りつけたことは事實であると自供しており、非常に横暴である〔供認押送塩丁屬實、殊為強橫〕」として、法廷においてそれぞれ笞責百や笞責二百、あるいは枷号一箇月を科すことを命じている。⁽⁶⁸⁾しかしその翌日に道などへ上呈した通票においては、首犯格の二名については「まさに「不應為」条の重きに照らして、それぞれ杖八十とし、さらにも中壢の塩館で枷号として衆に示す「応照不應重律各杖八十、仍枷号中壢塩館示衆」と、他の四名は「重笞五十〔重笞五十〕」と定擬されている。⁽⁶⁹⁾律例が定める刑罰としての「笞」、「杖」はその額面通りの数を叩くわけではなく、それぞれ読み替えがなされることが名例「五刑」条の律文において定められているが、この事案では律例が想定する読み替えとも異なる内容での刑罰を実施している。

以上、淡新檔案の盜案の科刑事案を検討したが、そのうち上司の関与が確認できない事例では、成文規範に依拠して科すべきと考えられる鎖帶石礮や死刑においてもそれが確認できない一方、上司の関与がある程度詳細に判明

する事案においては知県が成文規範に依拠していたことを確認できる。こゝより、律例などの成文規範への依拠もまた上司に対する行われる手続と考えることが可能であろう。すなわち事案処理の過程で上司が関与する事案においては、官僚制内部のコミュニケーションのために成文規範への依拠がなされることになる。しかしそういった契機を持たない形での事案処理がなされる場合には成文規範への依拠がなされないし、そういうた契機を有する事案であったとしても、官僚制内部の審理過程で確定する刑罰と実際に科される刑罰は（手続的に、あるいは時には内容的にも）異なる場合が有り得たのである。

第二章 州県官の対応

(1) 事案処理における上司と下僚

前章では淡新檔案の盜案の科刑事案を紹介し、事件発生の報告としての通詳、法廷審理における犯罪者の供述、および刑罰を判断する際の成文規範への依拠というそれぞれの手続段階について検討した。そしてそれらのいずれにおいても、上司の存在が非常に大きな意味を有するものであって、上司が関与するか否かによって対応が異なってくることを確認した。

およそ刑事裁判において下僚が上司を意識して対応すべきことは、官僚のマニュアル本とも言つべき官箴書の記載からも読み取ることができる。例えば清代中期の官箴書たる『学治臆説』には次のようにある。⁽⁷⁰⁾

定例では徒罪以上は通詳し、枷杖等の罪は均しく州県で発落することを認めるが、それは簡易に帰するためで

ある。衙門を一つ多く重ねると、費用はその分だけ多くなり、民衆はどうしてそれに堪えられようか。したがつて尋常の戸婚田土の細事は、すべて速結をもって良しとする。胥吏の口車に乗つて軽々しく詳報してはならない。

〔定例徒罪以上通詳、枷杖等罪均聽州縣發落、所以歸簡易也。多一重衙門、便多一重費用、百姓何能堪此。故尋常戸婚田土細事、總以速結為美。勿聽書辦簧鼓輕率詳報。〕

これは軽々しく通詳することによって上申事案として処理することを戒めるもので、その内容自体はとりたてて目新しいものでもない。ただこの最後にある「胥吏の口車に乗つて軽々しく詳報してはならない」という箇所は、胥吏の使嗾により本来通詳の必要がない事案において通詳することを戒めるものであるが、ここから胥吏の使嗾という要素を除いて考えれば、ある事案を通詳するか否かは事案固有の要素に由来するというよりも多分に州県官の裁量に委ねられていたことを読みとることができる。また費用に関する箇所は上級衙門での覆審を前提とする内容であつて、ここより通詳がなされる事案は基本的に州県の段階で終了することなく上申事案になると理解されていことがある。つまり（胥吏の使嗾にせよ）ある事案で通詳に踏み切つてしまふと州県官の段階で終了させることは困難であつて上申事案となってしまうため、民衆の迷惑を考えると可能な限りそれを避けることが望ましいと考えられていたことになる。

またこの史料の冒頭にあるように、通詳事案と上申事案と自理事案との区分は、制度上、基本的には徒罪以上か笞杖相当かという刑罰の重さに由来するもので、そのような刑罰の重さは絶対的法定刑主義を採用するところの成文法に基づくものである。したがつて本来的には事實認定がなされればその段階で上申事案かどうかが確定するも

のであって、そこに裁量の余地は存在しないはずである。しかしながらそこに裁量の余地が存在し得るとすれば、それは手続の前提ないし根拠となる事件像の理解が客観的な事実ではなく州県官の主観的な判断に委ねられていること、極論すれば、いかなる事案であれ、州県官が自理事案と決定しさえすれば自理事案として処理され、上申事案と決定すれば上申事案として処理されることを意味しよう。そのような事案処理における州県官の主観的判断を前提として、民衆に迷惑を及ぼさないために必要のない限りは上司が介在しないように努めること、特に胥吏の使嗾に対しても注意喚起をしたのが上記史料の内容と言える。現場の州県官が自らの主観的判断に基づいて上申事案として扱うかどうかを決定することは、「はじめに」でも言及したように当時の裁判実話や判語において散見されるところであるが、ここにおいては国家が社会正義を実現するためにその罪状に応じて公平に刑罰を科すという意識は希薄であったと言わざるを得ない。

ただこのようなり方は、通詳や律例準拠の義務を定める法なり制度なりが存在する以上、上司がそれを咎めない限りにおいて成立するという留保付きのものである。そのため州県官からすれば、一方では自理とする際にはその事案処理が上控を招かない程度、少なくとも上控された場合であっても自らの対応について申し開きができる程度の内情に収める必要があるうし、逆に上司が関与する事案となれば上司が容認できる程度の内情にしなければならない。その意味においては、寺田氏が指摘するような事件関係者全員が共有できるストーリーを盜案においても構築することが望ましいと考えられる一方で、上司が関与するとなれば必要に応じてその意向に配慮した対応をすることが求められることになる。

例えば清代前期の官箴書たる『福惠全書』では、「上司衙門が密かに調査して牌を出して指名して捕縛する者を「訪犯」と謂い、本治の人々が公挙して罪を並べ立てて訴え、被害者や証人が数多い者を「悪犯」と謂う「上司衙

門密訪行牌坐名擒拿者、謂之「訪犯」、本治人民公舉列款首告害証衆多者、謂之「惡犯」】と「訪犯」と「惡犯」の定義をした上で、次のように述べる。⁽²⁾

ただ上司の訪犯では、上司の意向がどうであるかを見る必要がある。審理する前、言外の意について教えを請い、遅速・寛厳に便ならしめる必要がある。審理した後、言外の意について教えを請い、軽く重く定擬することに便ならしめる必要がある。あるいは上司が始まれば厳しく終わりは寛大になつた場合、もし急いで事実通りに罪を定めれば、寛大にしようとしても却つて批駁されることとなり、また多くの紙筆や考えを費やすことになる。公挙の悪犯は、既に上司の批発を奉じて審擬するのであれば、事項ごとに供述をとることや、律例により罪を定めること、恩赦の前後であるかどうかなどは、訪犯を審理する方法と同様である。ただ悪犯は本州県が公挙して申詳したもので、上司が指名して捕縛した訪犯とは異なるため、まさに拷問すべき場合は拷問しても差し支えなく、まさに定擬すべきは直接に定擬を行なうべきで、先にそれらのことのために稟で意向を請う必要はない。

〔但上司訪犯、要看上司意旨何如。未審之先、要請教口氣、以便遲速寛嚴。既審之後、要請教口氣、以便輕重定擬。或上司始嚴而終寬、若急為拋棄定罪、雖欲從寬、反滋批駁、又費許多紙筆心思也。公挙惡犯、既奉上司批發審擬、其逐款取供、按律例定罪、有無在赦前後、亦如審訪犯式。但惡犯係本州縣公挙申詳、与上司提拿訪犯不同、応刑訊之處、不妨動刑、応問擬之處、徑行問擬、不必先所為稟請意旨也。〕

ここで言及される「訪犯」や「悪犯」はいずれも上申事案における犯罪者と考えられるが、このうち上司の指示

により捕縛する前者の場合、処理する過程において上司の意向を常に確認しておくことが肝要とされる一方、州県社会が突き出す形の後者の場合は必ずしも上司の意向を確認する必要が無いと指摘される。後者の場合、公举である以上はその犯罪者の处罚に関して当該州県の民衆の支持を得ていることになろうから、そのような民衆の支持を背景とする州県官の対応に対しても、上司といえどもおいそれと注文できなかつたと考えられる。しかしそうした背景を持たない前者の場合、逆に上司の意向こそが下僚たる州県官の事案処理における拠りどころとなつたのであろう。

このように、下僚たる州県官の事案処理において上司の存在が重大な考慮要素であること、また犯罪の構成要件といった事案固有の性質ではなく、上司の対応の仕方（事案処理に関与する否か、関与する場合はその事案との関係）によって下僚の対応も変わってくることは、清代の前期や中期の官箴書からも読み取ることができる。こうしてみると、先に淡新檔案の検討によって得られた知見は、必ずしも狭く清代後期の台湾北部に限定されるものではなく、清代中国において一定程度の普遍性を有するものとして考えても差し支えないのではないか。

ただ事案処理を巡る上司と下僚との関係で注意しなければならないことは、「はじめに」で言及したように、上司の立場にある者が必ずしも常に下僚に対しても法や制度に対する忠誠のみを求めていた訳ではないことである。州県官が権宜的处置など法や制度と異なる対応をすることについて、皇帝を含む上司は一律に否定的な評価を与えていなかつたのみならず、場合によつてはそれを推奨すらしていた。そしてそうした上司の対応は、時に行き過ぎとも思える場合も存在した。

柴萼の『梵天廬叢録』は民国期になつて清代の史実について著したものであるが、その中に清代後期の高官たる沈葆楨に関して以下の記述がある。⁽²³⁾

沈葆楨はよく盜犯を退治したことで有名である。清の制度では、およそ盜犯が捕縛されれば、必ず確實な供述を取って省や部に詳文で報告し、その上で大半は省まで解審して処決する。沈葆楨は処罰が滞ることを嫌い、各県に命じて、盜犯を捕縛した場合はたとえ罪状自認をしなくとも処決すべきとした。その判語は「老盜無供、就地正法」の八字であった。江南・江北での盜賊の風潮は明らかに減少したが、しかしその後の人命を軽視する者はこの八字を金科玉条としたため、刀下において無実の罪で死んだ魂がどのぐらい増えたかは分からぬ。〔文肅有善治盜名。清制、凡盜犯就獲、必取具確供、詳報省部、且多解省處決者。文肅嫌其濡滯、飭各縣獲盜、即未承招、亦可処決。其判語為「老盜無供、就地正法」八字。大江南北、盜風居然少息、然後之草菅人命者、即以此八字為金科玉律、刀下冤魂、不知添却幾許。〕

この記事は内容的に沈葆楨が両江総督の任にあつた時のことと思われるが、ここでいう「盜犯」とは通詳などへの言及があることから強盜犯を指すと考えられる。沈葆楨は強盜犯から罪状自認が得られない場合であつても就地正法にすることを命じ、その際の判語を「老盜無供、就地正法」にしたとあるが⁽⁷⁴⁾、これは供述が無い場合でも犯罪が行なわれたとみなすという事実認定における一種の擬制がなされたと考えられるものである。こうした方法は強盗の減少には一定の効果が得られたのであろうが、他方で多くの無辜の者を死に追いやることにもなってしまったとされる⁽⁷⁵⁾。そしてそのような結果を招來したことについては、「金科玉条」という言葉に象徴されるように、省のトップたる沈葆楨の意向を踏まえた対応をしたことが大きく影響している。

このように上司と下僚との関係において下僚が考慮していたことは、上司から遵守すべきと要請された客観的な法や制度ではなく、むしろ上司の意向そのものであった。そして上司の立場にある者もまた下僚に対しても法や制度

への盲目的な忠誠を求めていたのではなく、必要に応じて権宜的処置を選択することを期待していた。ただ他方で、清代中国の刑事裁判では、裁判官たる官僚が遵守すべきものとして律例を始めとして多くの成文規範が存在し、またそこで行なわれる手続についても明文・不文を含めて精緻な制度を作っていたこともまた厳然たる事実である。したがって当時の刑事裁判においては、上司にせよ下僚にせよ、法や制度を完全に捨て去るものでもなければ、それに盲目的に依拠することを目指していた訳でもなかつたことになる。むしろ、法や制度はそれとして尊重して必要な限りで依拠するも、より適切な結果が生じる手段が存在すればそちらを選択する——。これが当時の刑事裁判における手続の大勢、ひいては官僚が法なり制度なりを「守る」ことの実態であったと言えるのではなかろうか。

皇帝を頂点とする官僚制の理念的構造はおおよそ次のようなものであろう。すなわち、その頂点に人格的に最もすぐれた者が天命を受けた皇帝として君臨し、その皇帝が自らの手足となる者を民衆の中から選び出して官僚として用いる。その官僚はより優れている者が高位となることで、全体として階層的な官僚制が形作られる、と。このような官僚制において、下僚が上司の意向を踏まえることとは、上司はより適切な判断が可能であるという理念に従つて要請されることであつて、官僚制の理念的構造からすれば当然の対応と言える。一方、官僚に示される法や制度とは、最高の上司たる皇帝が刑事裁判におけるおおよその指針といった形で予め提示するものであつて、その意味において「尊重」されるものはあるが、絶対的な「遵守」が要請されるものではなかつた。このような構造に目を向けることなく、法や制度の存在を絶対視して、個々の裁判において下僚が上司の意向を踏まえるといった対応を下僚の迎合として否定的にのみ評価してしまうと、当時の刑事裁判が持つ重要な一面を見落とすことになつてしまふと考えられる。

(2) 州県官の選択肢

以上の理解を踏まえて、刑事的事案の処理を巡って州県官に存在する選択肢の広がりを考えると次のようになる。

まず大きくは事案処理にあたって上司が介在するか否か、すなわち上申が必要となるか自理で対処するかという選択肢が存在する。

そして自理で対処するとなれば、一方の極には刑罰を科さない方向性での対応が想定される。寺田氏が言及するような当事者親族間の金銭的解決は代表的なものの一つであろうが、それ以外にも被害者の捜査継続要求を退けて事案を終了させるといった方法も見られる。例えば淡新檔案三三一三三一の事案は、光緒十七年十二月に家に侵入されて物が盗まれたと訴え出たもので、それを受けて差役に対して捕縛を命じる票も出されている「……合行查追。為此、票仰対保・頭役、迅協該保、立即查緝此案真正贓盜、限即日内務獲、稟帶赴原、以憑訊辦」。そして光緒十九年二月になつて楊和煙舗において盗まれたキセルが売られているのを発見した被害者は、贓物の返還と犯罪者の追及を再度訴えた。⁽⁷⁸⁾ところが知県は、その呈状に対する批において、

楊和煙舗は絶対に当日に窃盜を行った者ではない。あるいは見知らぬ人物がこのキセルを携えて売りに来たので、それを買い取ったということは有り得ることである。事件が発生してから二年近く経過し、犯罪者は早くに遠くまで逃げているであろうから、このときになつても彼を徹底的に追及しても、状況からして追及することとは困難であろう。批を奉じてキセルを取り返したらそれで終わりとすることを命じる。余計な訴えを起す必要はない。

〔楊和煙舗決非當日行窃之人。或因不識姓名人携此煙鎗嘴向売、從而買獲者有之。事近二載、賊早遠颺、此時若必向其根追、亦為勢所難能。著自奉批索還鎗嘴了事。不必興訟。〕

と指示⁽⁷⁹⁾し、贓物の返還要求を認めるのみで犯罪捜査の継続は認めなかつた。これは被害者の希望するところが那辺にあるかを見越しての対応とも言えようが、少なくとも贓物が発見された以上はその線から犯罪者を捕縛する可能性はあり得る。当時、原告・被告が呼び出しても出頭しないことなどにより事案処理が進まない場合、事件簿から抹消するという註銷と呼ばれる手続⁽⁸⁰⁾が存在した。今回、被害者からの捜査継続要求を退けたということは、官僚制内の処理としてそうした註銷を選択することによって事案の終了を企図したと見ることが妥当であろう。

上司が介在せずに自理として対処する場合の他方の極には、刑罰を科す方向性での対応が存在する。例えば盜案について言えば、強盗では事件を認知した段階で通詳が求められ、窃盜でも詳結、すなわち犯罪者の送致を伴わない形で上申して完結することが求められる場合があつたため、これを自理として対処する場合は権宜的処置が主流であったと考えられる。裁判実話や判語などで見られる「本来は律に基づいて刑罰を科す必要があるも、しばし軽く笞杖枷号に済ませる」といった対応もこうした権宜的処置の一パターンであろうし、本稿で紹介した淡新檔案の科刑事案の多くを占める事案処理に上司が介在しないものもまたこのパターンと考えられる。

州県官が主体的に選択するにせよ、上司から事案処理を命じられるなど結果としてそうなるにせよ、事案処理にあたって上司が介在するとなれば、下僚たる州県官はそれを前提として何らかの対応を迫られることになる。その一方の極としては正統的な定擬上申が想定される。すなわち、事件発生の通詳から法廷審理における罪状自認、そして律例による定擬を経て上申され、上司の覆審に委ねられるのがその基本的なパターンであるが、下僚の立場か

らすれば上司の覆審に耐えうる程度の内容を自らの段階で準備する必要があった。先の『福恵全書』の訪犯の例にあるように上司の意向を配慮することは、必ずしも狭く捕縛を命じられた訪犯のみが該当するものではなく、およそ上司関与の可能性がある事案については多かれ少なかれ該当することであろう。また公挙の悪犯の例から考えれば、その管轄地域の民衆の支持、少なくとも関係当事者の同意を得ている方が、上司が介在する場合の事案処理において望ましいであろうし、寺田氏の共有ストーリー論もその方向性で理解することができます。

次にその手前には擬罪上申の手続の最後まで行き至らない場合が想定される。これは擬罪上申に向けて手続がなされるも何らかの理由により中途で止まってしまうもので、命案なり盗案なりとして通詳がなされるも擬罪上申に行き至らない場合が基本的なパターンと考えられる。これは、寺田氏が提示するような積極的な方向性、すなわち当事者レベルで金銭的解決の方向性で話がついたために事件を取り下げるという目的で犯罪者を「在監病死」として上司に報告することも（それが行ない得たとすれば）該当するであろう。また消極的な方向性、例えば通詳をして犯罪者の一部を捕まえたものの、その捕まつた犯罪者が従犯と供述したり罪状自認をしなかつたりするなどして擬罪上申ができないまま監獄に留め置かれることが長期にわたり、正規の擬罪ではなく「清理」といった形で何かしらの刑罰を与えることもその一つとして考えられる。

そして他方の極には上司主導による権宜的処置が挙げられる。これは上司が下僚に制度や法に依拠しないことを容認ないし推奨するものであり、先に紹介した沈葆楨の罪状自認を得られない場合でも就地正法を命じたことはその一つとして挙げができる。また最後まで成文法に組み込まれることのなかった杖斃などもでもそれに該当する場合が想定されよう。

以上、州県官に存在する選択肢の広がりについて見てきたが、最後にそれらを官と民との関係という文脈において

て考えた場合、全体として言えることは、上申にせよ自理にせよ、刑事事案における事件像の形成と、刑罰を科すか否か、科すのであればどの程度の刑罰とするべきかといったことを決定すること、まとめて言えば事案処理のイニシアチブといったものは、裁き手たる官の側に内在していたということである。事案処理のイニシアチブが官の側に存在することを前提として、ここで紹介したような事案の内容や状況に応じた様々な処理方法が確認できるのであって、ここにおける民とはあくまでも裁かれる存在、すなわち裁判の対象として存在するものであった。当時の裁判とは、民がその主体として積極的に関与するのではなく、あくまでも官が行なう行政作用の一環として位置づけられるものであり、だからこそ下僚たる州県官にとっては上司が非常に大きな存在となっていたのである。当時の上司との関係において州県官は、当事者親族を含め自らが管轄する社会の動向に配慮する必要は十分にあったが、それはあくまで一つの考慮要素に止まるもので、事案処理における決定要因とは言えないものであった。

おわりに

第一章の冒頭でも指摘したように、淡新檔案においては事件発生の報告から現場検証、通詳を経て、定擬して上申に至るまでの関係書類がすべて完備された檔案を見出すことができない。そしてそのことに加えて、当時の台湾が漢民族による移住と開発が推し進められた社会であって、その意味で中国本土の州県とは社会的な位置づけが異なっていたことより、淡新檔案より読み取ることのできる刑事裁判のあり方について、あるいは「例外的なもの」といった先入観が存在してはいなかつたであろうか。

しかし例えば本稿でも言及したような権宜的処置のあり方は、台湾が中国本土とかといった相違が直接に反映さ

れるものというよりも、むしろ単純にそれを行なう官僚やその管轄地域が異なるれば当然に異なる手法が採られるものであった。したがって淡新檔案に見られる刑事裁判のあり方は、台湾であるといつたことに安易に結びつけて「例外的」として評価することをせず、当時の刑事裁判のあり方が全体的に読み取れる史料との比較において論じることが必要であろう。本稿の第二章で官箴書に言及したことはそのような試みとして行つたものであるが、その結果として指摘できることは淡新檔案で見られたような内容は官箴書からも読み取ることができるという事実である。清代中期の『学治臆説』にせよ前期の『福惠全書』にせよ、どちらも官箴書の代表と言い得るもので、清代において裁判を行なう官僚に与えた影響はそれなりに大きなものがあつたと推測される。そのような官箴書の記載と淡新檔案の内容が少なからず符合することからすれば、淡新檔案より得られた知見は当時の刑事裁判の特徴を反映するものとして一定程度の普遍性を有していると考えても差し支えないのではなかろうか。

ところで、事件像の形成や事案処理のイニシアチブが官に存在するという見解は、何も著者の独創という訳ではない。例えば罪状自認を検討した森田成満氏は「刑事判決は人民にとって本質的に受動的なものであり、刑事判決の性格を清代法全体の中で位置づけるとき、それは官による上からの判定であつた」と指摘⁽⁸⁾し、滋賀氏もまた刑事裁判における法の位置づけについて「君主これを定め、官僚これを守り、人民はその反射的効果を享受するにすぎないものであつた」と指摘する⁽⁸²⁾。これら先学の指摘はいざれも当時の刑事裁判において民衆が主体と成り得るものではなく、むしろその対象となるに過ぎなかつたことを示すと考えられるものであり、その意味で本稿の立場は軌を一にする。

ただ本稿において先学の諸研究と差異を見出せるとすれば、刑事裁判における官僚の対応について、法や制度に依拠しない方法もまた意識的かつ積極的に対象としているところであろう。客観的に存在した法なり制度に依拠す

ることは当時の官僚に存在した選択肢の一つに過ぎず、他にも数多くの方法が存在していた。そしていかなる選択肢を採用することが望ましいのか、その適切性といったものは裁判の結果から判断されるため、下僚の立場からすれば、上司がより適切な判断ができるという官僚制の理念からしても、不適切な方法を選択すれば駁されまた処分されるといった実務上の都合からしても、上司の意向に沿う方法を選択することが望ましかった。また上司にしても、さらにその上司がいればそれに対する配慮が必要となり、そのような下僚と上司という関係の連鎖の頂点に皇帝が存在していた。したがって当時の刑事裁判は、基本的には「上司—下僚」の論理によって適切な処理を追及するものであって、法や制度もその中に還元されてしまうとともに、そこにおける民衆はその対象となるに過ぎなかつたと解することが妥当と著者は考えるところである。

(1) 本稿で紹介する淡新檔案において、官僚制末端の原

審官として登場する主な官僚は「淡水庁同知」や「新竹

県知県」であるが、本稿では個々の事案を説明する場合を除き、官僚制末端の原審官を汎称する場合、「州県官」という表現を用いる。

(2) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八
四年)二二三—三十一頁。なお上司に事案をもたらして
その覆審に委ねることについて、犯罪者や関係者の身柄
を一件書類とともに上司にもたらす場合は特に「解審」
と呼ばれるが、命盜案件でもその内容によっては書面の
みを上司にもたらすこともあるため、ここでは両者を含

めて「上申」と表現する。

(3) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十三頁。

(4) 一例を挙げれば、『鹿洲公案』上「龍湫捕奇貨」には「擬欲通詳律究、因念荒歎之後、解累艱難……分別杖責枷刺」とある。

(5)拙稿「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」(『中国——社会と文化』十七号、二〇〇二年)、拙稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「權宜」と「定例」——」(『法制史研究』五十四号、二〇〇四年)、拙稿「清末就地正法考」(『東洋文化研究所紀要』一四五冊、二〇〇四年)。

(6) 前掲拙稿「杖斃考」一五八～一五九頁。

(7) 例えば杖斃に関しては、「官僚が何らかの案件を処理する際、最初にあるのは、それを自己の限りで処理するかどうかという選択であり、そこで自己の限りで処理すると選択したとき、その先に処理方法の一つとして杖斃があり、逆に自己の限りで処理しないと選択したとき、その先には精緻な必要的覆審制が存在していたと見ることができる」(前掲拙稿「杖斃考」一六五頁)と言及している。

(8) 本稿において淡新檔案は、東京大学法学部所蔵のマイクロフィルム版に依拠しつつ、その説解にあたっては適宜活字本(淡新檔案校註出版編輯委員会編『淡新檔案』(一)～(四)、台湾大学、一九九五年、および吳密察主編『淡新檔案』(五)～(三十六)、台湾大学図書館、二〇〇一～二〇一〇年)を参照した。なお文字の判読や句読点等は著者の判断による。

(9) 誣告による科刑である三三一二二、および科刑理由が明瞭ではない三三一二四、三三四〇一は除外した。

(10) 淡新檔案三三三三〇一一一。

(11) 淡新檔案三三三三〇一六六。

(12) 淡新檔案三三三四〇二一一四、二〇。

(13) 淡新檔案三三三三一九一～四三。

(14) 張偉仁『清代法制研究』(中央研究院歴史語言研究所、一九八三年)輯一冊一、五十九～六十頁案肆註一。

および同「清代司法程序概述之一——失盜案件の初步處理及疎防文武的參劾」(同『清代法制研究』輯二冊一所収)。

(15) 以上、通詳に閲して、前掲張『清代法制研究』輯一冊一、五十九～六十頁案肆註一。

(16) この点につき滋賀氏はすでに、「盜」は狹義では強盗のみを意味すること、および通詳などの対象となる「盜」については些細な窃盜は含まれないであろうことに言及している(前掲滋賀『清代中国の法と裁判』四十頁注一〇三)。

(17) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十九～三十頁。

(18) 淡新檔案三四一〇三(稟は三四二〇三一八、通詳は三四二〇三一五)。

(19) 例えは淡新檔案三四〇五十九、一二。

(20) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十九頁。

(21) 淡新檔案三四〇五(通詳は三四〇五一一三、叱責の巡撫批は三四〇五一三、弁明の稟は三四〇五二五)。

(22) 淡新檔案三四〇八一一、六、一一。

(23) 淡新檔案三四〇八一一三。

(24) 淡新檔案三四〇八一一四。

(25) 淡新檔案三四〇八一一四。

(26) そのような調査段階で犯罪者が捕縛されたと考えられるのが14の事例である。これは同治四年八月に強盜傷

害を訴えたとされる事件（呈状自体は欠落している）で、同知は同年十二月、同治五年二月および同治六年四月に事件の調査（例えば「立即查明劉阿恩是否因與江劉其清較討銀元細故、被党宋新客等刀殺重傷並搶牛隻各情事、先行稟覆」とある）と犯罪者として名指しされた人物の連行（いずれも「稟帶赴轄」と表現される）を差役に命じていた。しかしその復命が無いまま、同治六年六月には墾戸より名指しされた人物の一人を捕縛したとして官に送致されてきた。

(27) 州県官による完全な事件のでっち上げという可能性も論理的にはあり得るが、州県官が上申事案をでっち上げなければならない必然性は乏しいと考えられる。

(28) 例えば17の事案で行われた通詳では、被害申告数が多くすぎるようなので犯人を捕らえた後に訂正すると指摘している（淡新檔案三三三二〇一一）。

(29) 拙稿「獄成」の現場——清代後期刑事裁判における罪状自認と衆証」（鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷一郎編『法の流通』慈学社、二〇〇九年）。

(30) 前掲滋賀「清代中國の法と裁判」二十八頁。

(31) 17の事例で行われている「清理」においてその対象となつた監犯計五名のうち、知県の提案において、「鎖帶石礮」とされた者が一名、「監候待質」とされた者が二名、「取保候訊」とされた者が一名である（淡新檔案三一八〇八一三）。なお鎖帶石礮については、拙稿「鎖

帶鉄桿・鎖帶石礮と清代後期刑事裁判」（『法学』七十五巻五号、二〇一二年）を参照。

(32) 淡新檔案三三三二〇一四八。檔案の日付は、三三三二〇一四七より光緒九年十一月二十二日と考へられる。
(33) 淡新檔案三三三二〇一五六。檔案の日付は（光緒十一年）正月二十日。

(34) 淡新檔案三一八〇八一三。この供述は清理冊内で言及されているものであり、前二者のように口供に記されるものではない。そのため主語が一人称で書かれる前者とは異なり、主語は三人称となっている。なおこの檔案からは供述の具体的な日付を特定できないが、知県の在任時期から考へると光緒十年三九十月の間となる。

(35) この事案の犯罪者は最終的には罪状を否認しているが、犯罪を自認していた段階での供述によると、犯罪者数について「計十人」（三三三二〇一四八）、「十餘人」（三三三二〇一五六）と指摘し、自らの行為については「搶有……」（三三三二〇一四八）、「搶得……」（三三三二〇一五六）と指摘している。これらの供述からすれば、この犯罪者は否認以前、自らが加わった犯罪行為を「十人（ないしそれ以上）による搶奪」として認識していたことになる。

このことを踏まえて『続例存疑』に掲載される刑律「自盜搶奪」条の同治九年改定条例を見ると、「搶奪之案、如結夥騎馬持械、並聚至十人以上、倚強肆掠兇暴眾著者、

無論白昼昏夜及在途在野江河湖港、均照強盜律、不分首

從擬斬。被脅同行者、發遣新疆給官兵為奴」とある。ま

たこの同治九年条例の元となつた同条の二つの条文を

『大清律例通行』で見ると、一つは乾隆二十八年の「凡

搶奪財物……如有聚至十人以上、及雖不滿十人但經執持

器械倚強肆掠、果有凶暴衆著情事者、均照糧船水手之例、

分別首從定擬」であり、もう一つは康熙六十一年の「凡

糧船水手、夥衆十人以上執持器械搶奪、為首照強盜律治

罪、為從減一等」である。以上の条例にあるように、題

「十人以上の搶奪」は「強盜」条に照らして処理するこ

とが求められたため、ここでは強盜に関する成文法の規

定や運用を検討する。

(36) 刑律賊盜「強盜」条、律文。

(37) 光緒『大清会典事例』卷七八三、刑律賊盜「強盜」

条、条例附掲接語。

(38) 光緒『大清会典事例』卷七八五、刑律賊盜「強盜」

条、雍正五年歷年事例。なおこの議准にあるよう、題

本による上奏段階では一律死刑を規定する律例への準拠

を要請しつつも、最終的には律例の規定どおりに一律死

刑とはせずに個別具体的に判断するといった対応は、公

文書としての題本の厳格な運用を企図した雍正帝の意向

が色濃く反映された内容と言える。

(39) 光緒『大清会典事例』卷七八六、刑律賊盜「強盜」
条、咸豐五年歴年事例。なおこの論の内容は同治九年に

条例化されている。

(40) 『江蘇省例四編』梶例「部咨彙核各省安置軍流徒犯
章程」(光緒十一年)。

(41) 例えば張集馨の自叙年譜には、四川按察使であった道光二十九年の記事として、「犯人致人死命、自以為必應抵償、無所瞻顧、一經收監、則牢頭・禁卒教串供詞、真情反隱、転覓費手」という記述がある。(張集馨『道咸宦海見聞録』(清代史料筆記叢刊、中華書局、一九八一年)一一四〇—一五頁)。禁卒とともに監獄のボスたる牢頭が監禁された犯罪者に対して供述方法を教えていたとすれば、刑罰の減免を図るために戦略的な供述に関する助言が監獄内で得られる可能性もあつたのではないか。

うか。なお「牢頭」に関しては、太田出「清代中国の監獄社会と牢頭」(『史学研究』二七三号、二〇一一年)を参照。

(42) 「妄扳」は、例えば刑律雜犯「賭博」条、条例など。

(43) 『読例存疑』卷二十六、刑律賊盜「強盜」条、条例。

(44) 『読例存疑』卷二十六、刑律賊盜「強盜」条、削除

条例。この条文は、咸豐五年の諭によって「法のゆるしがたきところ」と「情のゆるすべきあり」というカテゴリーが廃止されたことに伴って削除されたと考えられる。

(45) 淡新檔案三三三一九一—四三。

(46) 寺田浩明「自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態」(夫馬進編『中国訴訟社会史の研

究』京都大学学術出版会、二〇一一年)。

(47) この点に関連して寺田氏は、前掲論文四七五頁註四十一において、「根拠の無い」ことという留保を付しながらも、「通詳後に犯人が「在監病死」で終わる例」において、「すでに上申済みの囚人や秋審犯が在監病死した場合には上級官が県に派遣され確認作業がなされるが、擬罪上申より前に死んだ場合にはその確認はない」とことより、この場合でも金銭解決型ストーリーが成立し得る可能性を示唆する。ここで氏が「擬罪上申より前に死んだ場合にはその確認はない」と指摘することについて、それを明確に示す史料が存在するのか、それとも確認がなされた事例を検索できなかつたに過ぎないのかは詳らかでない。しかし例えば淡新檔案三四一〇八は、強盜殺人があつたとして一名が官憲に付き出され、期限通りの通詳がなされるも、首犯が捕まつていなことを理由として定擬上申されずに監獄に留め置かれたまま六年が経過して病死してしまったという事案であるが、その病死に対して上司たる台北府が隣県の淡水県の知県に検死を命じている。この病死した犯罪者について、監獄に長期間留め置かれていたことから、首犯が捕まるまでの間、先行して保釈すべきか監獄に留め置くべきかについての検討は行われていたものの、擬罪上申はなされていない。派遣された官僚は上級官ではなくその命令をうけた者であるといった相違点もあるが、「擬罪上申より前に死ん

だ場合にはその確認はない」ことが、少なくとも盜案については必ずしも清朝の通例とは言えないことだけは明らかであろう。

本稿においても通詳後における金銭的解決の可能性を否定する訳ではない。むしろそれは今後史料に基づき解明されなければならないことに属すると考える。しかし現時点でも盜案における通詳後擬罪上申前における在監病死の確認事例が存在することからすれば、少なくとも盜案においては、一度通詳してしまった事案について当事者間で金銭的解決が図られたことにより在監病死として処理するなど上申しない形で処理することが仮に実現可能であつたとしても、すでに通詳可能な条件が整つてゐるのに通詳せずに何らかの上申しない形での処理を模索することに比べてはるかにハードルが高かつたとは指摘できるのではないか。

(48) 淡新檔案三三三〇七一一。

(49) 淡新檔案三三三〇七一五。

(50) 淡新檔案三三三〇七一七、一一。

(51) 淡新檔案三三三〇七一一三。これは供述箇所の全文である。この供述は内容的には罪状を認めているようを見て取れるが、淡新檔案の罪狀自認では自ら行なつたとされる犯罪の具体的な内容を一人称形式で述べる形が大半を占めており、このような犯罪の具体的な内容に言及しない形は珍しい。したがつてこの事案の場合、あるいは

自らの主張がまったく受け入れられず刑罰を科されることが不可避と見た犯罪者が、可能な限り刑罰の軽減を図るためにとにかく「反省している」ことについて供述したのかもしれない。

(52) 淡新檔案三三三〇七一一二。

(53) 淡新檔案三三三〇七一一九「泣乞憲天大老爺西伯仁政、法外恩施、大開自新之條、准立超釋孤男劉阿輝回家、俾得安業」。

(54) 淡新檔案三三三〇七一一〇「現在該匪尚管隨押、倘被佈罷保領、即如放虎歸山、弟冤無伸、且遭報復、慘上加慘、受害何極。勢亟披摺切催、伏乞大老爺爲屏作主、迅恩提該劉阿輝即劉阿惠覆訊嚴辦、以肅王法、而伸民冤」。

(55) 淡新檔案三三三〇七一三一、三三。

(56) 前揭拙稿「清末就地正法考」四十一、四十五頁。

(57) 淡新檔案三三一一七一四。

(58) ここで「必要がなかつた」と述べるのは、あくまで原理的な意味合いでして、共有ストーリーや罪状自認が欠如しても刑罰を科すなどの事案処理が可能であつたという意味である。事案の安定的な処理という見地からすればそれらを得る方が望ましかつたとは言えるであろう。

擬徒之犯、先行刺字、毋庸解配、在籍鎖繫石敵五年。罪應擬杖者、鎖繫石敵三年、限滿開釋。如釋放後、復行犯竊、遞加鎖繫石敵一年。承辦各州縣每審辦一案、仍報明督撫臬司、按季彙冊咨部、開訖時亦則報部查核」とある、

(60) 前掲拙稿「杖斃考」。

(61) 淡新檔案二二八〇八一一。

(62) 『丁中丞政書』卷七、撫閩奏稿一「設法清理監押人犯并勒限查辦疏」(光緒二年)。

(63) 淡新檔案三二八〇八一三「監犯鄧細傳」。なお鎖帶石敵の「五年」という期間は府の覆審により「永遠」に改められたことが史料上確認できるが(淡新檔案三三三二〇一六六)、その経緯は不明である。

(64) 淡新檔案三三四〇二十七。

(65) 『說例存疑』卷二十七、刑律賊盜「白昼搶奪」條、条例(同治九年改定)。

(66) 淡新檔案三三四〇二十一四。

(67) 淡新檔案三三四〇二十一六、二〇。

(68) 淡新檔案一四二〇三十四六。

(69) 淡新檔案一四二〇三十五九。

(70) 汪輝祖『學治臆說』上、「尋常訟案不宜輕率申詳」。

(59) 福建省の章程の内容について、『說帖』(道光十九年至二十八年)冊十一、道光二十四年上、福建司「搶盜擬徒人犯、繫帶石敵」には、「閩省搶盜各犯、……其罪應拿訪、必係釘封。凡釘封文書、不可當堂輕拆」とあるこ

- とからしても、上司が調査して自ら捕縛した者ではなく、上司の命令によって下僚が捕縛した者であることが判る。
- (72) 必ずしも上司と下僚の関係には限らないが、官僚が公文書の前後において私信において先方に意向を伝えたり確認したりする事例は淡新檔案においても確認できる。
- (73) 柴萼『梵天廬叢錄』卷六「沈葆楨」。
- (74) 『梵天廬叢錄』は必ずしも同時代史料とは言えないが、例えば『沈文肅公政書』卷六、「鳳臺縣匪徒胡志端等聚衆起事情形片」（光緒二年七月十一日）には「笠獲匪黨胡春・僧瑞雲・陶五郎陶鳳景三犯。……陶五郎陶鳳景堅稱「並末同謀」。惟該犯本係苗逆餘黨、胡春等又同供「其在場」、怙惡不悛、未便因其狡供輕縱。……已一併正法梶示」とあり、沈葆楨が罪状自認を得られなかつた場合でも就地正法としたことについて自らの上奏を収録した文集からも確認できる。（こ）より『梵天廬叢錄』の記述は事実の一端を伝えているとみなしても問題ないと考えられる。
- (75) 沈葆楨が関係する冤罪事件として、光緒初年の冤罪事件の一つとされる「江寧三牌樓案」が挙げられる。この事案で沈葆楨は、文官ではなく武官に事案の審理を命じ、その武官の審理内容について特に精查することなく就地正法を裁可した。沈葆楨の死後、真犯人が捕まつたことで冤罪であることが発覚し、最終的に審理した武官などに死刑を含む処分が下されたことになったが、沈葆楨はすでに死去していたため処分を免れた。「江寧三牌樓案」については、李貴連『近代中國法制与法学』（北京大学出版社、二〇〇二年）四二三頁を参照。
- (76) 淡新檔案三三一三二「一」。
- (77) 淡新檔案三三一三二「十三」。
- (78) 淡新檔案三三一三二「十六」。
- (79) 同前。
- (80) 滋賀秀三『統・清代中國の法と裁判』（創文社、二〇〇九年）七十三・七十五頁。
- (81) 森田成満「共犯者が逃亡しているときの清代刑事訴訟手続き」（『星薬科大学一般教育論集』十四輯、一九九六年）六十六頁。
- (82) 前掲滋賀『清代中國の法と裁判』七十九頁。

要 約

本稿は、官僚制末端の州県官の上司との関係に着目して、清代の刑事裁判における州県官の対応や州県官に存在した選択肢の広がりを解明するものである。

清代の刑事裁判において州県官が行う主要な手続段階として、「通詳」「法廷審理」「刑罰の判断」が存在する。これらについて淡新檔案の盜案の科刑事案件より確認すると、まず通詳については、事件発生自体のでっち上げの可能性を否定できない場合や処理の見通しが立っている場合には行われず、事件が発生して捜査が必要となる場合に行われるものであつ

た。またそれは、覆審の手続や未解決による処分可能性を考えれば、上司との関係において下僚が求められる手続という要素が強いものであった。法廷審理について、その中心は犯罪者や関係者への訊問であるが、そこで得られる供述もまた下僚の上司との関係において規定されるものであった。犯罪者にとって戦略的ななされている供述であるが、それを整合性ある形で取り揃えて当事者親族が共有できるストーリーを形成することは上申のためであり、上司が介在しない事案においては共有ストーリーを形成する必要もなかつたし、罪状自認がなされている必要もなかつた。刑罰の判断については、自理事案の場合は成文規範に依拠すべきと考えられる鎖帯石敵や死刑でもそれを確認できない一方で、上司の関与する事案では成文規範に依拠していたことを確認できることからすれば、成文規範への依拠もまた上司に対して行われる手続と見なし得るものであった。

このような淡新檔案から得られる知見については、当時の主要な官箴書からも読み取ることができるため、清代中国において一定程度の普遍性を有していたと見なすことができる。しかしその一方で、当時の刑事裁判において官僚が遵守すべき法や制度が存在していたこともまた事実である。ここより、当時の刑事裁判における手続の大勢、また官僚が法や制度を「守る」との実態とは、法や制度を尊重して必要な限りで依拠するも、より適切な結果が生じる手段が存在すればそれを選択することであったと考えられる。そしてこのことは、

より優れた者が高位に立ち適切な判断ができるとする官僚制の理念的構造の反映と見なし得るものである。またこうしたあり方を刑事裁判において州県官に存在する選択肢の広がりへと還元した時、まず大きくは上申か自理かという選択肢が存在し、その先に法や制度に依拠することを含め様々な選択肢が存在していたと考えられる。そしてそれらはいずれも官が行う行政作用の一環であって、そこにおいて民衆は裁判の対象として存在するに過ぎなかつた。